

占領初期北海道の軍政組織の成立と教育

大矢 一人

I. はじめに

本論は、占領初期北海道の軍政組織の成立経緯とその軍政組織による教育施策を明らかにすることを目的とする。占領下において、日本の各地域の民事行政を監視・監督する組織の変遷は、その組織編成から大きく次の四期に分けられる。

第一期は日本に連合軍が進駐した1945（昭和20）年10月から1946年6月までの時期である。1945年9月から10月にかけて「占領軍が日本全土にかけて進駐したのち、実戦部隊の中から民事行政に適性のあるスタッフを集めて軍政部が組織され¹⁾」たと先行研究では指摘されている。第二期は1946年7月から1949年11月まで（実質は7月もしくは8月まで）の時期であり、1946年7月に地方軍政組織の抜本的再編が行なわれ「全国八地方ごとに地区軍政部が設置」され、全都道府県に軍政部を置いて「地方軍政組織と日本側行政機関との一体化が達せら²⁾」た時期である。第三期は1949年12月から1951年5月までの時期である。1949年7月には軍政部が民事部へ呼称変更され、同年12月に「第八軍民事局はGHQ内に移」し、「都道府県民事部を廃止³⁾」し、民事局のもとに11地方民事部が置かれた。第四期は1951年6月から1952年1月頃までの時期である。GHQ民事局・地方民事部が廃止され、「その業務はGHQの各局に分散して引き継がれ」、例えば教育課は「GHQの民間情報教育局（CIE）に移り、各地方にはCIE地方事務所（局）が置かれ⁴⁾」た。

筆者はすでに拙論⁵⁾で、これらの第一期から第四期までの時期において、北海道の軍政組織の民間教育を担当する者にどのような人物がいて、どのような活動を行ったかを分析した。しかし、第一期の時期については、軍政組織の設立経緯を含めてほとんどふれることができなかった。なぜなら、

第一期の時期のアメリカ側の史料が確認されなかったからである。

その後、筆者も研究協力者として参加した「占領期都道府県軍政資料の収集・整理及び分析とその効果的な公開利用方式の確立」（科学研究費補助金基盤研究 A，代表者荒 敬（長野県短期大学），2002年～2005年度）によって、占領初期の各府県の軍政資料を入手することができた。この資料の中に、北海道・東北地方全体を管轄した「第105軍政団〔105th Military Government Group〕」と、北海道を管轄した「第74軍政中隊〔74th Military Government Comapany〕」の上級機関への報告書が含まれていた。なお、この時期の軍政組織は上述のように序数で呼ばれたため、筆者は当時の軍政組織を「ナンバー MG」と呼ぶこととする。

ナンバー MG の時期は、まさに日本の各地域で、日本の有史以来初めて占領という事態が始まった時期である。連合軍は、占領後に、直接軍政をひかずに日本側の統治機構を利用して間接的に統治を行うことに決定し、各地域に進駐していく。その後、軍政組織が整備され、日本側との交渉を行い、占領政策を遂行していくことになる。

本論では、1946年6月までの時期を対象とする。そのうえで、第一に、これまで全く明らかにされてこなかった北海道における軍政組織の設立経緯を明らかにする。アメリカで設立された軍政組織が日本に来て、軍政組織として設置されるまでの経緯、めまぐるしく変わる軍政組織の変遷を追う。その際には、上述した資料の他に、いわゆる外務省外交資料のうち「連合軍本土進駐並びに軍政関係一件⁶⁾」を使用する。第二に、結成もない軍政組織が教育に関してどのような活動を行ったかを分析する。筆者の既発表論文に付け加えるべき点を中心に、占領最初期の軍政組織による教育施策の特徴を把握する。

ナンバー MG の時期を対象とし、アメリカ側史料を利用した先行研究に、竹前栄治の「日本占領初期軍政の研究－長野駐留第78軍政中隊の活動紹介－⁷⁾」がある。これは、初期軍政の構造を長野県を事例として初めて明らかにし、第78軍政中隊「占領史報告」を用いて、その活動を詳細に記

したものである。本論でもこの研究を参照しつつ、北海道を事例として、初期軍政組織の変遷と教育に関する施策を把握する。

II. 北海道における軍政組織の成立

(1) 軍政組織の設立・司令官・人員

上述したように、占領初期の北海道には、第105軍政団と第74軍政中隊がおかれたが、このうち設立経緯が分かるのは、末尾に掲げた「〈史料 I〉第105軍政団及び第74軍政中隊の「部隊史」「占領史報告」の訳」の通り、第74軍政中隊である⁸⁾。

第74軍政中隊は、第IX軍団傘下の多くの軍政中隊と同様に、カリフォルニアのモントレイ駐屯地〔Presidio of Monterey〕で結成された。結成当時の正式名称は「第74軍政司令部および軍政中隊〔the 74th Military Government Headquarters and Headquarters Company〕」（史2-①）であった。人員は、同所にあった「民事要員駐屯所〔CASA : Civil Affairs Holding and Staging Area〕」から獲得された。民事要員駐屯所とは、アメリカが日本占領などのために、占領地において占領地での民事行政を行う人間を養成したうえで、それを一カ所に集め、さらなる研修を行いつつ待機させたところである。第74軍政中隊結成の根拠は、1945年8月25日付の、「文書 WDAGO, ファイル AG 322 (1945年8月24日) OB-I-STMOU-M 題目『軍政ユニットの設立と活動開始〔Constitution and Activation of Certain Military Government Units〕』（史2-①）である。またこれをもとにしたCASAの一般命令第34号〔GENERAL ORDERS NUMBER 34〕には、第74軍政中隊から第91軍政中隊までが設立されたと記されている⁹⁾。

結成当時の司令官〔Commanding Officer〕は、モートン・S・ラスバーン大尉〔Captain Morton S. Rathburn〕であり、将校〔Officer〕7人、下士官〔Enlisted Man〕0人という体制であった。9月17日に、ミルトン・O・リー少佐〔Major Milton O. Lee〕に司令官が交替し

表 1 第74軍政中隊の結成と日本上陸の経緯

1945年 9月10日	モントレイ駐屯地, カリフォルニアで結成。 〈但し, 「1945年 9月10日, 民事要員駐屯地, モントレイ駐屯地, カリフォルニアに到着。」という記事もあり。〉
1945年10月27日2200	モントレイ駐屯地, カリフォルニアを鉄道で出発。
1945年10月28日1600	キャンプハーン, リバーサイド, カリフォルニアに到着。
1945年11月 1日0600	キャンプハーン, リバーサイド, カリフォルニアを鉄道で出発。
1945年11月 1日1230	LAPE に到着。
1945年11月 1日2040	LAPE から, USS General O.H. Ernst にて出航。
1945年11月15日1530	日本の本州, 横浜に USS General O.H. Ernst から上陸。
1945年11月15日2100	日本の本州, 原町田の第4兵站駐屯所(Annex)に到着。
1945年11月19日1600	日本の本州, 原町田の第4兵站駐屯所(Annex)を出発。
1945年11月21日1830	日本, 北海道, 札幌に到着。

注) 史2-①~③を参照。

た。10月1日には将校9人・下士官2人となった。その後第74軍政中隊は、10月27日にモントレイ駐屯地を出発し、日本に向かうことになる。その移動については、表1に示した。体制はその後も変動し、11月1日は将校11人・下士官58人となっている。

鉄道そして船で日本に到着し、原町田（現相模原市）の第4補充兵站所〔the 4th Replacement Depot〕に一時滞在してから、また鉄道で札幌に向かっている。この移動は、時期は若干違ふし最終目的地は違ふが、第IX軍団傘下の軍政中隊と同様である。

札幌に到着した後、第74軍政中隊は、1945年10月23日付の第八軍 par. lc. レター、ファイル AG 322(SU)(FU)「レター・オーダー No.10-17」によって、第八軍に割り当てられ第IX軍団傘下に入った。さらに同年11月21日付の第IX軍団の VOCG によって、第七七師団司令部傘下にもに入った。そして同月26日付の第七七師団司令部、APO77の一般命令〔General Order〕第453号のセクション1によって、正式に認証された（史2-②）。

正式認証され、活動を開始した第74軍政中隊の司令官と人員は大きく変動した。表2および表3にその変遷を示した。司令官が次々に替わっていくのは、推定としてまだ軍政の体制がしっかりしていなかったことが関係

表2 北海道の軍政機構の司令官の変遷

第105軍政団
1946年3月10日(?) Col. Inf. Harlan R. Syatham ～6月4日(?)
第74軍政中隊
1945年9月10日～ Captain Morton S. Rathburn
1945年9月17日～ Major Milton O. Lee
1945年12月11日～ Lt Col Edwin P. Geesey
1946年4月15日～ Major Milton O. Lee
1946年4月20日～ Lt Col Chester D. Haisley

注) 史1-①～④、史2-①～③を参照。

表3 第74軍政中隊の人員の変遷

日付	将校	下士官
9月10日	7	0
10月1日	9	2
11月1日	11	58
12月1日	11	58
12月31日	12	61
1月1日	12	61
2月1日	11	45
3月1日	17	70
4月1日	21	70
5月1日	27	83
6月1日	22	75
6月30日	0	0

注) 史2-①～③を参照。

あろう。人員では、1月までいったん増加した人員が、下士官を中心に2月になると減じる。その理由は、第七七師団から第IX軍団の直接の管轄下に入り、「最終的には除隊となるアメリカ合衆国移籍によって、人員の実質的な一部、将校と下士官を失った」(史3-①)ためである。それ以外に、あくまで推定にしか過ぎないが、2月1日に札幌におかれ、2月19日に仙台へ移動した第105軍政団とのかねあいがあったのかもしれない。第74軍政中隊はその後人員を盛り返して、最盛期である5月には将校27人・下士官83人を数えた。6月30日現在で0人となっているのは、この日付で第74軍政中隊が解散し、北海道地方軍政部〔Hokkaido Military Government Reigion〕となったためである。なお、史1-①と②では、将校の人数が1人違っているが、表では②の数をとった。なお、第105軍政団の司令官についても、確認できる範囲で表2に掲げた。

(2) 戦術部隊附属の軍政組織の成立

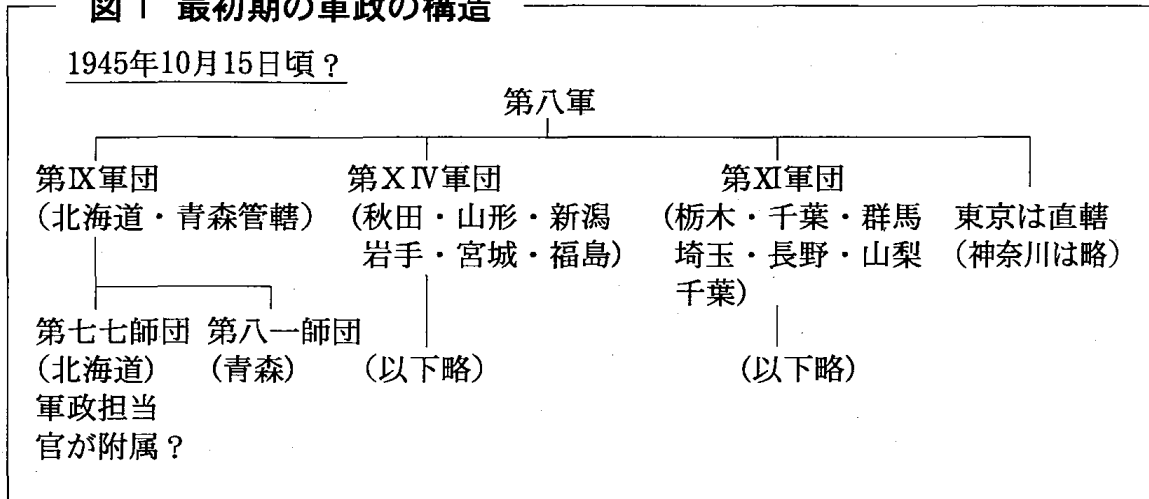
地方軍政組織は、占領軍中枢部が「スタッフ(頭脳)」の役割を果たしていたことに対して、その「ライン(手足)」的な役割を担っていたといえる。地方軍政組織を大きく分けると、軍政の「強い腕」的な役割を担う戦術部隊〔tactical troops〕、現場軍政要員〔M.G. Personel in the

field], 「軍政の調査・諜報, 檢察的機能を担当した」対敵諜報部隊(CIC)の3種に分かれる¹⁰⁾。そのうち, 本論がテーマとしているのは二番目であり, 各級レベルの司令部軍政スタッフ, すなわち第八軍司令部軍政局-第Iおよび第IX軍団司令部軍政局などのスタッフ-地方ごとの軍政組織などのスタッフ-府県におかれた軍政組織のスタッフ全体を示すものである。これらは日本の民事行政を担当し, 要員にはのちに多数の文官が含まれた。ナンバーMGの時期は, このうち, 地方の軍政組織と府県におかれた軍政組織の2つが序数で呼ばれた時期である。計画としては府県ごとに軍政部が置かれることになっていたが, 「予定していた軍政要員の大部分を他に流用せざるを得ない事態が生じ, 結局戦術部隊に形ばかりの軍政組織を併置し, それを代行せしめる形で発足せざるを得なかった¹¹⁾」。そこで, この時期の軍政組織の変遷においては, 戦術部隊とのかねあいも視野に入れながら, 進駐当初から1946年6月までの流れを追う。

まず, 進駐当初の動きである。北海道進駐は, 1946年10月4日に, パーネル代将以下米軍役6000人が函館に入港してはじまった。10月5日には「北海道進駐軍最高司令官ライダー少佐(第八軍第9軍団司令官)と第77師団長ブルース少将の指揮下に, 米兵8000人が小樽に上陸」し, さらに「札幌その他に進駐」した。そして「第IX軍団司令部を札幌通信局に, 第77師団司令部を拓銀本店新館」においた¹²⁾。

第74軍政中隊の札幌到着は, 上記で見たように1945年11月21日であるから, 第IX軍団および第七七師団とは行動をともにせず, 別組織であったことがわかる。それでは, 第74軍政中隊到着まで, 日本の民事行政に対する指導や折衝をどの部署が担ったのであろうか。北海道については, 史料がないので確認することはできない。しかし, 新潟県の事例では, 戦術部隊である第二七師団の参謀第五部〔G-5〕に所属する軍政担当官が二名いたことがわかっている¹³⁾。そして彼らは本格的な軍政部隊である第87軍政中隊が新潟に到着すると, その要員となったのである。繰り返すことになるが, 北海道では史料が確認できず不明な点が多いが, おそらく新潟と同

図1 最初期の軍政の構造



注) 竹前栄治「対日占領政策の形成と展開」の61頁掲載の「図5」および終戦連絡調整事務局『終戦事務情報』第5号，などを参照。

様に，戦術部隊に軍政要員を位置づけるという形であったのであろう。これをまとめたのが，図1である。

(3) 第74軍政中隊の第IX軍団直轄化と第105軍政団の設立・異動

1946年1月になると，第74軍政中隊は第七七師団から第IX軍団の直接の管轄下に入った¹⁴⁾。「第七七師団の部隊からの，本隊で分遣業務を行う8人の将校と任命された1人の将校，15人の下士官が移籍した」(史3-①)とあるが，7人の将校は除隊の時期となっており，軍政中隊の要員は実質的には減少した。

2月1日，第105軍政団が「軍団レベルの軍政機能を執行する」ため，北海道の札幌に置かれ(史1-①)た。軍政団は，「地域の軍政中隊の機能を調整・監督・促進させる」(史1-①)と報告書にあるように，いくつかの軍政中隊を統括する，監督的な役割を担った。2月1日現在で第105軍政団は，北海道を管轄する第74軍政中隊以外に，第75軍政中隊(青森県管轄)，第84軍政中隊(秋田県)，第85軍政中隊(岩手県)，第86軍政中隊(山形県)を統括した。また，宮城県は，「第85軍政中隊分遣隊を支援する第105軍政団からの先遣隊」(史1-①)によって管轄された。ただし，「その後まもなく，第85軍政中隊が岩手県と同様に宮城県についても軍政

表4 1946年2月1日現在の東北地方(青森県を除く)の軍政部の名称・司令官名

	軍政部の名称	軍政司令官(Commanding officer)名
宮城県	第105軍政中隊先遣隊	Major Hanson
秋田県	第84軍政中隊	Lt.Col Borden
岩手県	第85軍政中隊	Lt.Col Shepard
山形県	第86軍政中隊	Major Barden
	第105軍政団	Lt.Col Malezewski

注) 外-0302~0303を参照。

監督の責務について」模様である(史1-①)。

第105軍政団は、1946年2月中旬、第IX軍団とともに仙台に移動した。報告によれば「2月19日、第105軍政団が仙台に到着」(史1-①)となっている。「外務省外交史料」によれば、2月8日付で、「拝啓 先般御報告致置候東北各県軍政府の組織に関し在仙台105th Military Government Group Advanced Echelon (Commanding Officer Major Hanson) は宮城縣を管轄する一方、岩手、秋田、山形(近く青森をも含む豫定)三縣の Military Government を指揮し居るものなるに付此段急由条候。」(外-0302~0303) という報告を終戦連絡仙台事務局が送っているのので、第105軍政団先遣隊は2月上旬に仙台に到着していた模様である。同日仙台事務局は、軍政司令官名も報告しているので、表4にまとめた。

2月28日、おもに関東地方を統括していた第XI軍団の帰国を見越した形で、第32軍政中隊(東京都・山梨県管轄)、第77軍政中隊(群馬県)、第78軍政中隊(長野県)、第79軍政中隊(埼玉県)、第80軍政中隊(栃木県)、第82軍政中隊(千葉県・茨城県)、第87軍政中隊(新潟県)、第88軍政中隊(福島県)、そしてこれらを統括する第106軍政団が、第IX軍団傘下に入った。ただし、「情報が確定するまでの間、上記の組織は、第一騎兵師団[the 1st Cavalry Divison] 附属」(史2-①)のままであった。なぜこのような事態が起こったのかははっきりとはわからない。推定としては、戦術部隊との関係があると思われる。すなわち、終戦連絡横浜事務局は、3月8日付で「第八軍部隊配置変更ニ関シ報告ノ件」を報告している。

これによれば、第IX軍団などは次のような配置で各県を管轄している。

「第八軍

第九軍団 第十一空挺師団（北海道，青森，秋田，岩手，宮城，山形）

第一騎兵師団（福島，新潟，長野，山梨，神奈川，東京，
埼玉，群馬，栃木，茨城，千葉）

第二十五師団（静岡，愛知，岐阜，富山，石川，福井，滋
賀，三重，奈良，京都，大阪，和歌山）

第一軍団 第二十四師団（兵庫，鳥取，岡山，広島，島根，四国）

第二海兵師団（九州，山口）

Yokohama Base Section - Kanagawa Military（神奈川）

Government Section - 神奈川（軍政）

第八軍 九軍団（仙台）

十一軍団（日吉）

一軍団（京都） 第二五師団（名古屋） - 大阪へ

第三三師団（神戸） - 二月帰還

第九八師団（大阪） - 解体（口月帰還）

第二四師団（松山） - 岡山に移駐

第二海兵師団（佐世保）

第五艦隊（横須賀）

第八軍 一〇四 M.G.（横浜）

USASCOMIC - 一〇八 M.G.（横浜）

九四 M.G.（呉） - 岡山へ

九五 M.G.（久留米）

一〇七 M.G.（大阪）

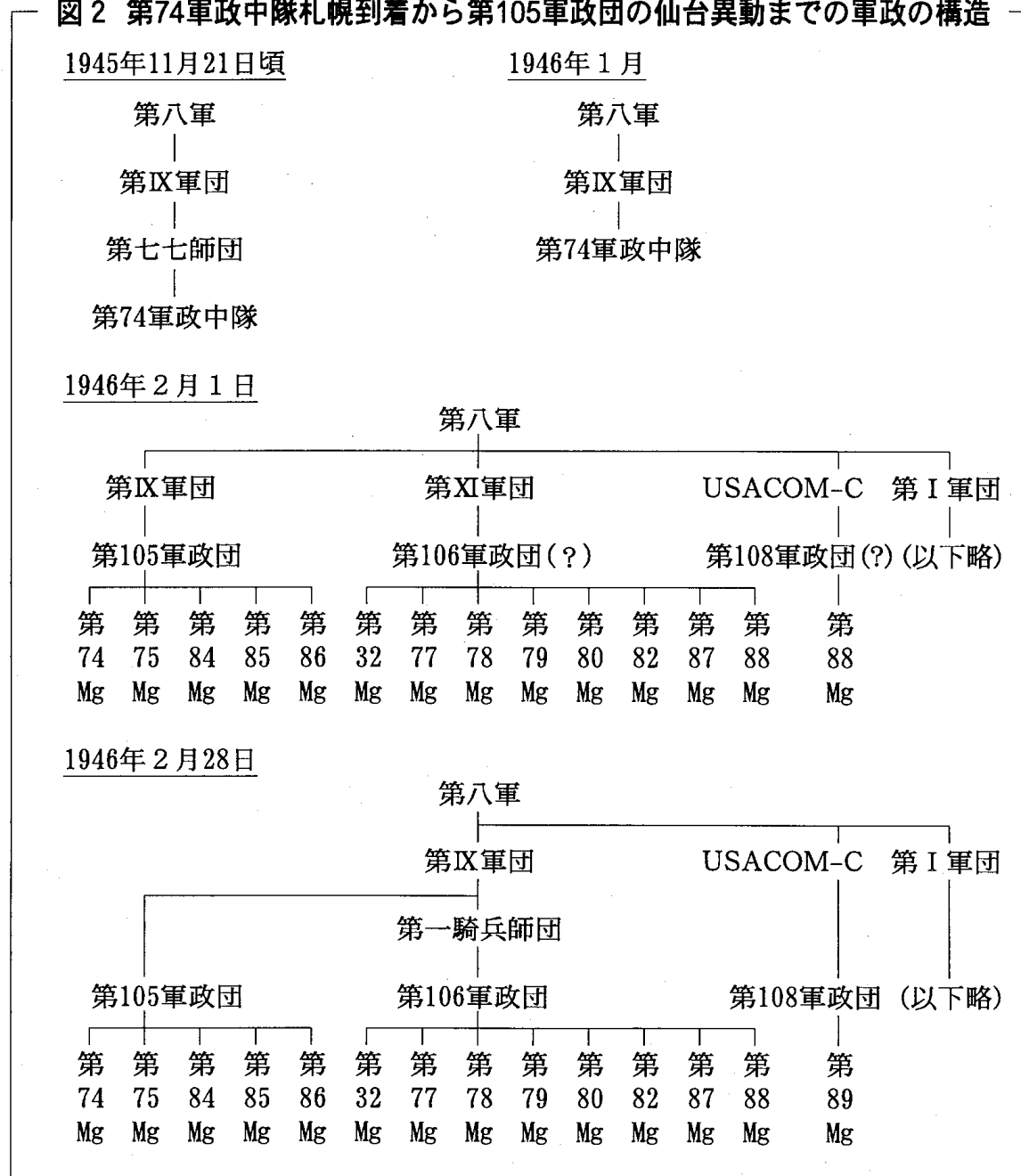
一〇五 M.G.（札幌） - 仙台へ

一〇六 M.G.（川崎）」（外 - 0314~0315）

これからすると、第IX軍団は戦術部隊として、第一一空挺師団と第一騎兵師団，そして第二五師団の3つを統括していたことがわかる。以前に第XI

軍団第一騎兵師団傘下の地域が、第IX軍団に移った形になっている。第IX軍団の意向がまだ十分に反映しないという点で、戦術部隊を間にはさむ形での軍政の構造となったと考えられる。ナンバー MG の時期は、戦術部隊と軍政部隊の組織がまだ未分明の時期と言えるのである。なお、1946年2月28日までの軍政の構造については、図2にまとめた¹⁶⁾。

図2 第74軍政中隊札幌到着から第105軍政団の仙台異動までの軍政の構造



注) 史1-①~③, 史2-①~③, 史3-①~②を参照。

(4) 軍政新組織の情報収集

1946年3月の第105軍政団の報告書は確認されていないので、この時期の軍政組織の移動については不明である。4月になると、新潟県管轄の第87軍政中隊と福島県管轄の第88軍政中隊が第一騎兵師団傘下を離れることになった。また北海道内では、それ以前に「小樽に置かれていた支部(team)」が、さらに「美幌、室蘭、函館」にも設置されている(史3-④)。しかしその具体的な活動については不明である¹⁷⁾。

4月は、結果として7月1日より実施される軍政新組織に関する占領軍側の調査が始まった時期である。4月9日付で、終戦連絡阪神事務局は、本省である外務省宛に次の報告を「至急」として送っている。

「第六六号(至急)

(軍政組織変更ノ件)

三月二十三日附阪連第四六号ニ関シ

聯合軍口組織変更ハ七月一日ヨリ実施セラルル豫定ニテ新組織ニ依レバ各府縣ニ軍政「チーム」ヲ配置シ各地方行政事務局所在地ニ現役大佐ヲ長トスル「リーショナル・ヘッド・クォーターズ」ヲ置キ後者ト総司令部ト直結スルガ如クシ努メテ日本行政組織ト一致スル様配意セラレアル趣ナリ御参考ノ為」(外-0349)

この時点で、府県ごとの軍政チームと地方軍政部の新組織についてふれている。4月23日には、吉田茂総裁より各地方事務局長あてに、「米軍組織変更の件」(第一三八号)という次の文書が発せられている。

「米軍ニ於テハ近ク実施スヘキ軍政組織ノ変更ニ際シ其ノ運営ヲ一層効率的ナラシメンカ為我地方行政ノ実情ヲモ考慮シヘキ用意アル趣ナル以テ貴局担当府縣中軍政中隊ノ単位トシテハ如何ナル府縣ヲ組合スヲ實際上ノ便宜トスルヤ至急回電アリタシ」(外-0355~0356)

「其ノ運営ヲ一層効率的ナラシメンカ為我地方行政ノ実情ヲモ考慮シヘキ用意アル趣ナル」という占領軍側の意向は、大変興味深い。この文書に対して、札幌事務局・仙台事務局はそれぞれ次のような文書を4月25・26日

付で送っている。

「従来通り北海道全体ヲ一単位トシ一軍政部ニ主管セシメラレ度シ」

(外-0365)

「東北地方ノ交通通信カ他地方ニ比シ低調ナルニ鑑ミ行政単位タル各縣廳所在地毎ニ米軍軍政中隊カ引續キ存在シ各縣ト緊密ニ連絡スルコト最モ望マシ

但シ今後東北地方ニ於ケル軍政中隊数カ削減セラルル場合ニハ左ノ如キ組合セヨナスコトカ交通及經濟上便宜ナルヘシ

- 一、米軍及同家族ノ多数所在スル宮城、青森山形ニ軍政中隊ノ存置
- 二、福島ハ宮城ニ岩手ハ青森ニ秋田ハ山形ニ夫々組合スト共ニ出来得レバ福島、岩手、秋田ニ當該軍政支部ヲ設置シテ（現在ノ宮城軍政中隊カ岩手ニ支部ヲ有スルカ如ク）各縣廳トノ直接交渉ニ依リ現地諸案件ヲ迅速ニ解決セシム
- 三、青森山形ニ當事務局出張所ヲ設ケ各軍政中隊トノ連絡事務ヲ掌ラシム以上日本側機關殊ニ東北行政事務局ノ意嚮ヲ参酌シ立案シタルモノニシテ米側意嚮ハ全然含マレ居ラス為念」(外-0368~0369)

仙台事務局は、阪神事務局の報告を知らなかったようであり、各県ごとに置かれることになる軍政チームではなく、宮城と福島、青森と岩手、山形と秋田のグルーピングを想定し、福島、岩手、秋田に「軍政支部」を設置するように要請している。北海道も含めて、各府県ごとに直接交渉できる軍政チームもしくは支部を検討したと言えるであろう。

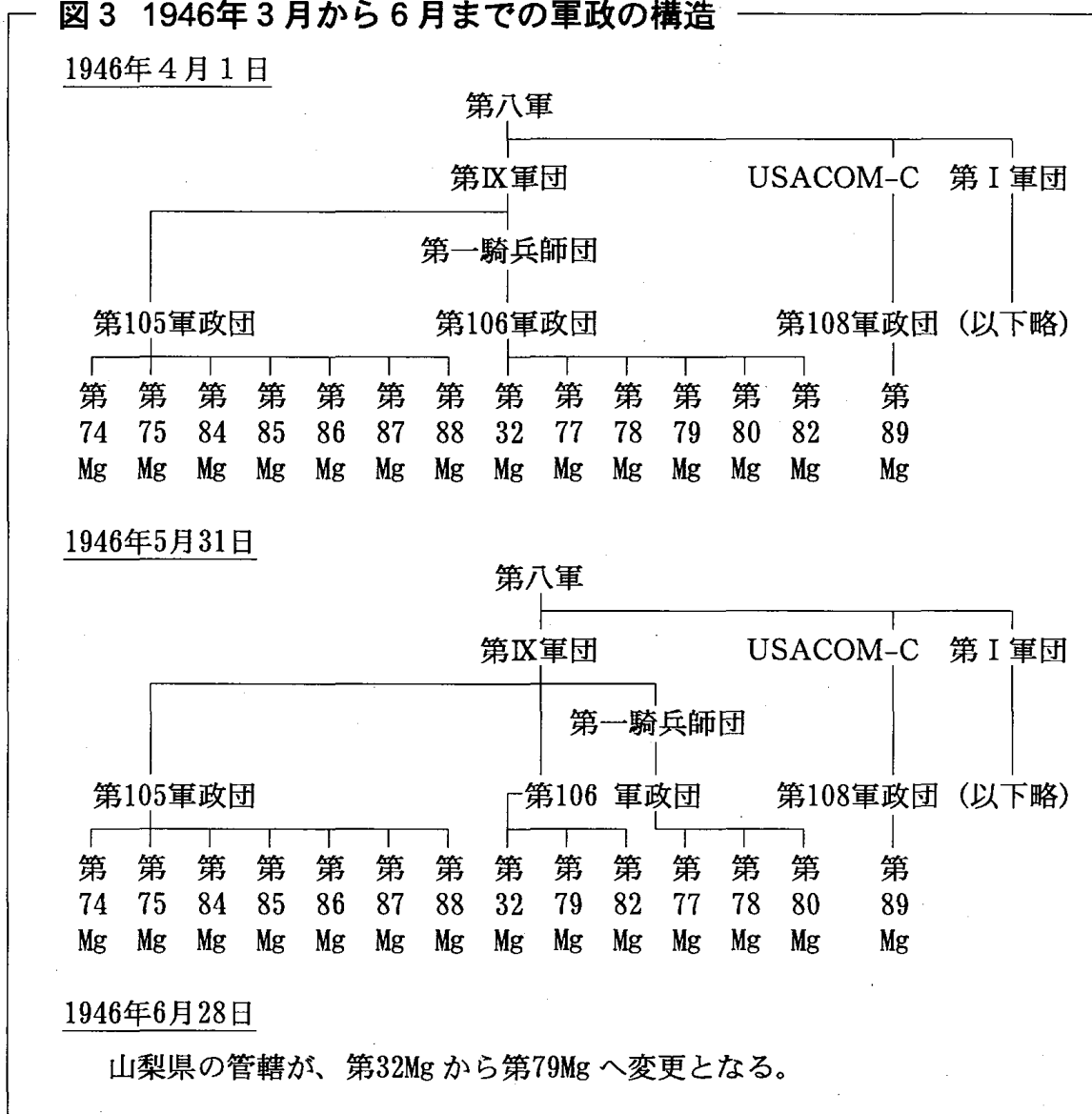
第一騎兵師団という戦術部隊と各軍政中隊の附属の関係はさらにめまぐるしく動いた。5月31日になると「第77軍政中隊（群馬）、第78軍政中隊（長野）、第80軍政中隊（栃木）は、補給部〔supply〕をのぞいて、第一騎兵師団附属から、第Ⅸ軍団傘下に帰属した。同日、第32軍政中隊（東京および山梨）、第79軍政中隊（埼玉）、第82軍政中隊（千葉および茨城）は、補給部〔supply〕をのぞいて、第一騎兵師団附属を離れ、第106軍政団附属（補給部をのぞく）」(史1-③)となった。さらに6月28日には、山梨

県が「第32軍政中隊の監督下から離れ、第79軍政中隊の管轄下」(史1-④)となっている。3月から6月までの軍政の構造については、図3に示した¹⁸⁾。

(5) ナンバー MG の解散と府県軍政部の成立

日本側にも三月にはわかっていた軍政組織の再編は、1946年7月1日を期して行われた。それについては、7月3日付の鈴木終戦連絡事務局長からの終戦連絡中央事務局総裁吉田茂宛の報告に、次のようにある。

図3 1946年3月から6月までの軍政の構造



注) 史1-①~③, 史2-①~③, 史3-③~⑤を参照。

「濱連第五一五号

軍政区画再編成に関する件

本件に関し六月三十日発貴電合第二三八号を以て御来示の次第があつたが二日當方より第八軍に問合はせた結果左の通りとの事であるから貴電追補旁々通報致します。

- 一、 仙台第九軍軍政部の下に東北（仙台）北海道（札幌）関東（^{<ママ>}浅賀）の三個の Military Government Regional Hg.（主として監督程度の業務を行ふ）を新に置き東北の下に秋田，青森，福島，岩手（新設），山形，宮城。北海道の下には北海道。関東の下に千葉，群馬，茨城（新設），長野，新潟，埼玉，栃木，山梨（新設）の各軍政部（Military Government Prefectural Teams）を置く。
 - 二、 京都第一軍団軍政部の下に近畿（京都）東海北陸（名古屋）九州（福岡）の三個の Military Government Regional Hg. を新に置き近畿の下に福井，兵庫，京都，奈良，大阪，滋賀（新設），和歌山，東海北陸の下に愛知，石川，岐阜，三重（新設），静岡（新設），富山（新設）九州の下に福岡，鹿児島（新設），熊本，長崎（新設）大分，宮崎（新設）佐賀の各軍政部を置く。
 - 三、 神奈川，東京は併せて別個の一地区とし第八軍軍政部直轄とし横濱に置く。
 - 四、 英軍関係として，四国中国の二個の Military Government Regional Hg. を設け第八軍の直接の指揮下に属せしめる。右四国の下に愛媛（新設）香川，高知（新設）徳島，中国の下に広島，岡山，島根（新設）鳥取（新設），山口（新設）の各軍政部を置く。
 - 五、 本案は七月一日より実施する建前なるも実際は十日間の準備期間を置き事実上七月十日より実施の豫定である。
 - 六、 本案は従来 of 事務処理方法を変更する趣旨に非ず，原則として従来通りの経路に依るものである。
- 右御見込に依り中央より関係各事務局に御連絡あり度尚新編成の図解

添付致します。」(外-0432~0434¹⁹⁾)

また、ナンバー MG は 6 月 30 日を期して解散されたが、第 74 軍政部としての最期の報告には、次のようにある。

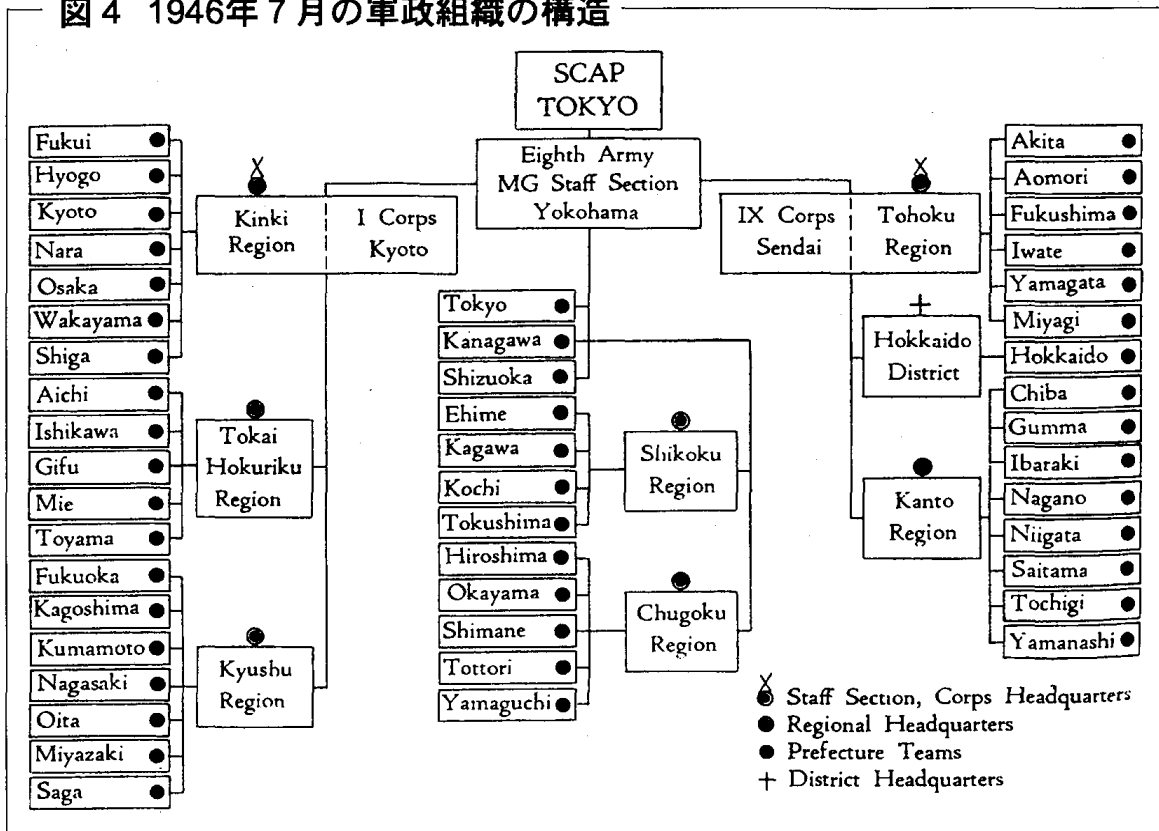
「第 74 軍政司令部および軍政中隊司令部は、1946 年 6 月 22 日付の WD ラジオ WCL 21786 に含まれた条項、1946 年 6 月 24 日付の WD RR 1-6、AFPAC ラジオ・サイト ZX04683 に含まれた条項、1946 年 6 月 26 日付の第八軍ラジオ・サイト DX75121 FD に含まれた条項に従って、1946 年 6 月 30 日 2400 をもって解散した。そして、1946 年 6 月 30 日付の、第八軍司令部 file number AG 321 (REORG)(FE) 題目「レター・オーダー No.6-44 日本の軍政部の再組織化」文書によって、最終的に確定された。」(史 1-③)

ナンバー MG から府県軍政部への再編は、日本軍政の大きな転換点になった。すなわち、この再編はこれまで末端軍政部であるナンバー MG の管轄範囲が 2 ないし 3 府県にまたがり、一府県一軍政部という目標に達していなかったのに対し、占領政策の地方への定着をより効果的に行うための体制が確立されたことを意味するのである。

これに関しては、まず全国を東西に分け、東日本を統括する第 IX 軍団、西日本を統括する第 I 軍団という東西の折半統括体制を確立しようとした。その下に全国 8 地方ごとに地方軍政部 (Military Government Region) を設置し、さらにその傘下に日本側行政区画に合致した府県軍政部 (Military Government Teams) を設置した。これらをまとめたのが、図 4 である。北海道においては、地方レベルである北海道地方軍政部²⁰⁾ が置かれた。また要員配置も全国の 4 段階に類型化され、それぞれの段階ごとに要員配置基準が定められた。北海道地方 (地区) 軍政部は、第一級地域となった。

これらからすれば、まさに 2 の (4) で示した終戦連絡仙台事務局が最も理想と考えた「一府県一軍政部」体制が確立されたことになる。ただし、北海道にとってはすでに北海道全体を統括していたナンバー MG が設置

図4 1946年7月の軍政組織の構造



注) 第GHQ参謀第2部編『マッカーサーレポート(Report of General MacArther)』(第2巻[Volume I Supplement], 現代史料出版, 1998年)の202頁の表(一部)。

されていたので、この変化がどれほどのものであったかは不明である。

この変更は7月1日を期して行われることになったが、日本側史料にあるように実際には7月10日から動き始めたと思われる。より実質的には7月中旬から8月までかかって、再編がなされたといってもよいだろう。例えば、第86軍政部は宮城県と岩手県の両県を管轄していたが、岩手県には盛岡に数人の軍政部員しかおいていなかったようであり、「8月の大部分は、7月はじめから終わりまで盛岡に人員の最小限グループだけがあった岩手軍政部の組織化に費やされた²¹⁾」とあるように、8月までその組織化に費やしている。なぜこのような時間がかかったかといえば、上級機関からの指令がなかなか届かなかったことが理由に挙げられるであろう。宮城県軍政部の6月から7月の報告書には次のようにある。

「第85軍政中隊の廃止と宮城県軍政部の設立は、6月の部隊史の重点事項

であった。名称変更の全体にもたらす影響については、陸軍省編成表・装備表〔a T/O&E〕といったものもできておらず、関連する他の指令なども入手していない。²²⁾」

「陸軍省編成表・装備表やそのほかのチームを遂行する指令を本司令部が入手していないという事実からして、第85軍政中隊から宮城県軍政部への名称変更による組織手続きの変更はほとんどない。このチームは引き続き、岩手軍政部が岩手県への完全なオペレーションを行っていたので岩手県の事項も扱う。²³⁾」

すなわち、7月になっても編成表などが届いていないのである。編成表は8月中には届いた模様であり、「本司令部へ最初の文民の任命が今月中に行われ²⁴⁾」と8月の報告書に記載されている。以上からして、軍政組織の再編成は8月頃までかかって、ようやく体制準備が整ったといえよう。

Ⅲ. ナンバー MG の時期の軍政部の活動

(1) 第74軍政中隊の全体的な活動

後掲の〈史料 I〉にあるように、第74軍政中隊は上級機関に対し、日本側の民事行政への活動を報告している。ここではそのうち全体の概要がわかる「摘要部分」を中心にそれをみてみたい。

民事行政に関する報告の第一の特徴は、軍隊維持にとって重要な事項が報告されていることである。これにあてはまるのが、占領軍関係の調達〔Procurement〕・補給、占領軍への日本側の態度がわかる公共安全〔Public Safety〕、軍隊の個別の人々の身体的な保健衛生関係の公衆衛生〔Public Health〕や医療、また公共福祉〔Public Welfare〕などである。例えば、公共安全に関しては、1946年1月の朝鮮人による「函館暴動」に際して「アメリカ側軍隊に反抗する敵意を持った行動はなかった」（史3-①）という記録が記されている。また2月には「日本側の警察や一般大衆は、全体的にアメリカ軍にかなり満足のいくべき状態で協力的である」（史3-②）とある。武器の摘発について寺社などを検査し、「ライフル26,

空気銃15, 刀類216, 槍12, その他41」(史3-②, ただし訳出していない)と摘発件数を数字であげている。

公衆衛生に関しては1月に起こった夕張炭鉱での天然痘の大発生, 6月に札幌・小樽でおこった発疹チフスなどなどについてくわしく報じている。アメリカ側は「ワクチンを日本側に渡し」て対処している。性病取締に関しても「医薬用軍備品を衛生担当官に支給」している。1月から6月の報告書の本文をみると, 提供した DDT, はたき, ハンドスプレー, DDT スプレー, ワクチン量などが細かに記されている。これらは日本人の命を救うとともに, アメリカ側軍隊の命を守るという側面があったことは確かであろう。

第二の特徴は, 非軍事化推進のための活動が報告されていることである。軍需産業を中心に平和的産業への転換を中心に商工業などについて記されている。例えば, 1月の記録で次のように報告している。

「5つの旧軍用飛行場が日本側に返還された。今回はプロペラによってではなく, 鋤によって耕されることになる。産業界もまた平和の道をたどるという様変わりを考えている。製造に従事する許可が, the Wanishi Iron Works and Gado Shiuci Co.に発せられた。日本側は, 比喩的ではなく文字通りの意味で, 木炭の火鉢や料理用ポットにするために, ヘルメットを「破壊」している。」(史3-①)

また, 中国などからの日本兵の引揚げ, 朝鮮人・中国人・台湾人などの送還についても統計資料も含めて報告している。6月の報告には以下のようにある。

「6月には, 北海道への直接の日本人引き揚げ者の輸送はなかった。函館にある North Point Landing Center は5月14日から何もすることがない状態で, それが6月も続いた。……本州の収容センターで集められた後, 全体で14,937人の日本人引き揚げ者が6月に函館に帰還した。」

「6月には, 中国人・台湾人の送還者はいなかったが, 少人数の朝鮮人が今月送還された。合計12人である。」

(ともに史3-⑥, ただし, 訳出していない)

第三の特徴は, 非民主的とみられる活動を注視し, 報告していることである。例えば闇市摘発・カルテル監視などである。闇市摘発に関しては警察との協議を重ねており, 闇市で米を入手しそれをメンバーに配給する消費者団体が数多く存在することを2月に記録している。共産党が闇市運営者を告発したという次のような報告もある。

「共産党同盟(構成員は350万人の住民の中で274人)は, 人々のいらだちを公にした。人々は, 戦時中の米統制計画と食糧配給の監督当局の排除を要求した。同盟は, 闇市を運営する人間の氏名を本司令部に提供した最も重要な組織である。」(史3-①)

カルテル監視についても, 北海水産業会〔Hokkai Suisan Gokai〕の独占行為について1月に記録がある。

そのほか, 北海道の地域的な特色としての冬の大雪, 食糧事情の悪さ, 労働争議・石炭生産などについて報告されている。以上のように日本の非軍事化と民主化を推進する活動を注意深く報告しているのである。

(2) 第74軍政中隊の最初期の教育に関する活動

その中で教育に関する事項はそれほど多くは言及されていない。後掲の〈史料I〉によれば, 第105軍政団の報告書で, 札幌に第105軍政団がいたと思われる1946年の2月, 仙台へ移動した以降の5月・6月に教育関係の記載があり, また第76軍政中隊の5月・6月の報告書にも教育関係の記載がある。

札幌進駐から1946年6月までの時期の軍政組織の教育に関する活動については, 拙論においてすでに以下の点を指摘した。すなわち, まず①進駐前に, 国民学校生徒が清掃活動にかり出されたこと, 米国理解のための後援会が行政側によって開催されたこと, ②進駐時に休校措置がなされたことである。また③進駐後, ウルフ中尉が教育担当官としていたこと, またマクダガード・ヘッケンドルフ・グロスター夫人・オキモト二世がいたこと, ④これらの人物が10月赴任以降(この点は不確定である), 道内の情

報を集め、米国から持ってきた情報資料と実際の状況との確認を行ったことである。さらに⑤そのため、45年の秋から冬へかけては教育行政、教育内容についてあまりの指示をしてこなかったこと、⑥日本側が軍政組織に呼ばれたのは1945年11月のある日であり、全道の教育機関で「英語を教えていた教員、英語を話せる教員を、北海道地図の地名に、学校名と教員名を書き、明日までに提出」という命令であったこと、⑦道内で確認されている学校視察の最初は10月18日の函館中学校への視察であり、23日には、札幌一中、札幌庁立高女へ「進駐軍情報教育員ブネオ、李件杯」が視察に訪れていること、⑧『北海道新聞』掲載の教育関係記事では、いわゆる「同盟罷休」が中等教育機関で起こっていること、⑨また同様に、教職追放に関する記事も見られること、などである。

これらに対して、今回新たに確認された報告では何を付け加えることができるかをこれから見てみたい。まず①②については、今回の資料では付け加えるべきことはない。③に関しても記録には、執筆者や教育担当官の氏名などは示されていないため、軍政中隊内で、いつ教育関係の担当官が置かれたのか、どのような人物がいたのかは不明である。占領当初から上記の人物がいたという日本側の回想はあるが、少なくとも第74軍政中隊が札幌に到着した以降の話であろう。また回想では第105軍政団と第74軍政中隊を分けていないので、どちらの組織にどのような人物がいたかも不明である。アメリカ側の資料で明らかになるのは、第105軍政団では、少なくとも5月には、教育担当官としてクラーク・アトキンス大尉〔Capt. Clerk Atkins〕がいたこと、6月16日にクラーク大尉が除隊のため帰米し、その後「現労働担当官であるジェームズ・O・オースチン〔Comdr. James O. Austin/Comdr. の意味は不明〕」（史1-④）が担当したこと、などである。

④⑤⑥については、〈史料I〉では確認されないが、他県の例から、ある程度確認がとれる事項である。例えば新潟県や長野県の当該時期の軍政部の報告には次のようにある。

「軍政部の最初の運営は、日本側政府機関との渉外関係の場所を設置し、活動を始めることに限られた。労働調達、物資徴収などの詳細な維持管理に、実際に軍政の役割の任にあった限られた人員の全ての時間が費やされた。」(新潟県 1945年8月15日～10月31日の報告²⁵⁾)

「教育

(1)おそらく、教育の分野に関して最も重要なことは、軍政部の本課と県庁の同様の課との間に友好的な関係を築くことであろう。

(2)Head of the Section of Education for Niigata Prefecture [新潟県教学課長?] のカンザキ (K. Kanzaki) は、軍政部に100%協力的である。

(3)この日までに、我々は県内の全ての学校と図書館の配置に関する調査を行った。教員数の変遷、全校長の氏名が、彼らが教えている学校と各々の学校への入学者数とともに、ファイルされた。

(4)カンザキの管轄下にある、県内の各々の学校種のすべてのコースオブスタディの完全な概略もファイル化した。使用中の全教科書も軍政部の主要な事務室の本棚に収容することとした。国史・修身・地理の教科書は他の教科書とわけて本棚の脇に置かれた。

(5)教育訓練の特別な種類を入手するために、子供に何をすべきかというアンケートもファイル化した。

(6)カンザキは、占領軍の原則に有害な教員と生徒の側のあらゆる行動について責任を持つという見解を表明した。

(7)本課の理念は、カンザキおよび県の学務課とともにいつも活動するということである。全ての問題や指導はこのやり方で、迅速に処理しつつある。

(8)人々との接触は、この地域の学校への数多い訪問によってなされている。予断なしに、我々は、学校が民主的な雰囲気満たされるよう試みている。

(9)教員と校長は本課を訪れて、教育理念についての示唆や手順を求め

る。本課の理念は、その答えの中というよりも彼ら自身もつ教育的な情報資源の中にある。

(10)教育担当官であるスピーア一中尉は、日本人は彼らに西洋的な理念を与えるよりも、彼ら自身でしかるべき教育理念を発見していくほうがよいと感じている。」(新潟県 1945年11月20日～1946年2月21日の報告²⁶⁾)

「戦術部隊との密接な協力関係が達成できたので、長野県の問題に関して徹底的な研究が、以後なされた。本期間の県内の一般状況に関する調査研究のあと、ハースブルック准将とモロイ中佐は物部知事(物部薫郎のこと、原文では Mr.Munobe となっている)を訪問し、それらの調査結果について話し合い、諸条件の中での改善措置は県によって行われるべきだという提案をした。知事は極めて協力的であり、必要と判断されるすべての改善点について速やかな対応策をとった。」(長野県 1945年11月21日～1946年2月21日の報告²⁷⁾)

これらからすると、まず軍政中隊では、①日本側諸機関との連絡関係の設定、②部隊維持管理の業務遂行、③日本側状況把握のための調査研究、教育に関して言えば、学校や図書館の調査、などを行っていたことがわかる。

おそらく北海道においても、進駐当初戦術部隊の中に置かれた軍政担当官、そして第74軍政中隊の軍政部員らが、連絡関係の設定をし、地域的特色からはじまり、政治・行政や教育も含めて社会的な状況を、米国から持ってきた情報²⁸⁾と照らし合わせる作業を行っていたと推察できる。教育関係では、第74軍政中隊が札幌に到着した11月21日以降早い時期(上述の回想では「45年の11月のある日」)に日本側行政官と面会し、より本格的な調査を行うために、日本側で英語を話せる人間を捜して通訳にさせようとした、と考えられるのである。

(3) 教育の「非軍事化」への活動

⑦⑧⑨の問題は、すべて教育の「非軍事化」に関わる事項である。すでに先行研究で指摘されているように占領初期の学校視察(⑦)は、いわゆ

る「摘発・監視型」で、軍国主義的な色彩が学校に残っていないかなどを調査するものである。⑧の「同盟罷休」の理由には、学校および学校長などによる「軍国主義的教育」への反発と実業系学校での教職員の食糧隠匿があり、さらに、⑨の「教員追放」は、まさに軍国主義的・超国家主義的な教員を学校現場から排除するものであった。

まず⑦の学校視察については、〈史料Ⅰ〉にある通り1946年2月以降にいくつかの報告がなされている。そのため、拙論で述べた1945年の状況は不明である。まず第105軍政団では、2月の報告に「教育改革の進展に関する詳細な情報を得るため、1946年2月13日付の第八軍施行命令第19号〔Operational Directive No.19〕の規定に基づき、日本の教育機関を研究・検査する体制準備に着手した。各県で5つの学校を視察し、その報告を第八軍司令部に提出した。」(史1-①)とある。施行命令第19号とは、第八軍がはじめて出した学校視察に関する文書であり、学校視察の手順や内容などが記されている。5月の報告では「地域の軍政部教育担当官とともに群馬・宮城・北海道の学校視察を実施」(史1-③)したとある。

第74軍政中隊の6月の記録には、室蘭商業学校・小樽市立工業学校〔Otaru Municipal Technical School〕・伊達国民学校・庁立旭川中学校・室蘭中学校・市立旭川中学校という5つの学校名がある。施行命令第19号にある「毎月5校の視察」を遵守していることがわかる。

5校の学校記念誌を調査したところ²⁹⁾、庁立旭川中学校について学校視察に関する記事がみつかった。以下のものである³⁰⁾。

「昭和二十一年五月十一日午前十時過、札幌軍政部のマイザー中尉来校、約二時間半に亘つて校長室で訊問風の調査が行われた。」

「六月十日、札幌軍政部保安課オースチン中尉が来旭、当日は北海ホテルで……シャルケーフ氏の通訳で大体左記聴取調査し、更に翌十一日に来校、午前十時四十分より零時五十分まで後記のような調査を行う。」

「札幌軍政部のマイザー中尉」はどのような人物か不明である。「札幌軍政部保安課オースチン中尉」とは、前述した第105軍政団所属の人物で

あろう。この「左記」「後記」の調査については、11月1日の視察の内容とともに「〈史料Ⅱ〉軍政部による庁立旭川中学校への学校視察」としてまとめた。これらを見ると、軍政部が詳細な項目について視察を行っていることがわかる。さらにこれを、当時の第八軍が各軍政中隊などに示していた「学校視察調査票兼報告書様式」（1946年2月13日付第八軍施行命令第19号）³¹⁾と照合してみたものが、表5である。

一番左端の施行命令の項目の内容は、原文そのものではなく筆者が要約したものを掲げた。施行命令では、学校全体の視察・校長との面会・生徒の面接・教師との面会にわけて、計57項目が示されている。一方、実際の庁立旭川中学校への視察は、5月11日のものが学校長のみへ55項目（細目を含む）、6月10～11日は校長（17項目）・生徒（17項目）・教師（9項目）へ計43項目、11月1日も同様の三者であるが内容がわかるのは生徒のみ（33項目）、となっている。照合の方法は、庁立旭川中学校への質問項目が校長に限定される場合もあり、対象を問わず、その質問項目で行った。○は質問があった場合、◎はさらにくわしく質問された場合、△は似通っている場合とした。施行命令にはなく質問があった内容については、波線以下にまとめた。

これをみると、施行命令の項目と実際の視察項目とが非常に似通っていることがわかる。5月11日の学校視察では、施行命令と同じ順番で質問を行っている例がいくつも見られる。また11月1日の学校視察では国民学校生徒にのみ質問すべき「幼年クラブや少年クラブを読むか」という質問項目を、そのまま旧制中学校に質問していることもわかる。すなわち、第105軍政団と第74軍政中隊は、施行命令に基づいたこの様式によって学校視察を行っていたことが明らかとなるのである。しかし、質問を省略したり、命令以外の項目を質問している事例をどう考えればよいのだろうか。それは、実際に視察を行う軍政中隊側に裁量余地があったと考えるべきであろう。施行命令第19号およびその修正である第19号の1（1946年3月23日付）、その2（同年10月6日）にはこの点がふれられていないが、これ

表5 第八軍指令の学校視察内容のその実態

施行命令第19号での「視察調査項目」	5/11	6/10~11	11/1
視察官名・部隊名・通訳氏名 日時・学校名・所在地・学校のグレード 学校長・在籍(男・女)・教員(男・女) 公立・私立	生徒数・校名・所在地・職員数・校長の来歴・家族の模様	職員数	(生徒への質問以外は右二つと同様)
一、学校を視察	○		
(1) 生徒の軍隊式の挨拶	○○		
(2) 直立不動での読み	○		△
(3) 生徒の教師への自由な質問		○	○
(4) 記憶偏重・暗記重視			
(5) クラス討論の奨励			
(6) 国定教科書の使用			
a.修身	○		
b.日本歴史	○○		
c.地理	○		△
(7) 授業の実施			
a.英語	△		○
b.独乙語			○
c.航空	△		○
(8) 教育勅語の奉読・生徒による朗読	◎	○	○
(9) 宗教教育の実施	○		○
(10) 時事に関する討論の授業での実施	○		
(11) 学校放送の授業での活用			
a 各教室のスピーカーの有無	○		○
b 生徒の聴取		○	○
(12) 映写機・幻灯機の授業での利用	○		△
(13) 蓄音機の授業での利用			
(14) 教科書の削除	○○	△	
(15) 教授参考書の削除		△	
(16) 集団運動の体操科での実施	○	△	◎
(17) 柔軟体操の実施			
(18) 柔道・剣道・薙刀の実施	○	△	○
(19) 教練の実施	○	○	
(20) 教室の神棚の存置	○	○	
(21) 御真影の有無	○		
(22) 教練の武器などの警察への引渡し	○	○	
(23) 作法の実施	○		
二、学校長との面談			
(24) 文部省からの学校への指示			
a.教科書削除 b.修身・歴史・地理			
c.教練科の排除 d.超国家主義教育			
(25) 同上の全教師への通達			
(26) 修身などの教科書の回収			
(27) 旧軍学校出身者の有無			
(28) 旧軍の将校・下士官だった者の有無 (45年10月31日以降の任命の有無)	○		
(29) 前項以外の復員軍人の有無	○○		
(30) 罷免教員の再任用希望者の有無			
(31) 45年8月1日以降の転任教職員の有無			
(32) 旧陸海軍生徒の紛争発生	◎		
(33) 10%以上が陸軍生徒であるか			
(34) 生徒による同盟罷休の有無	△		
(35) 生徒志願者の入学拒絶の例	△		
(36) 教師の民主的な講習会参加予定			
(37) 前項に対する教師の意識			

兵役関係
(一覧表を
提示)

を集大成したとされる1946年12月6日付施行命令第92号「日本の教育施設に対する視察の件」においては、「四、視察報告書の形式をふまえることは、視察の範囲、方法を制約するものではない。……ただしモデル報告書形式を実情に合わせて変更する場合でも、該当ページとその枠組との合致を期す必要がある³²⁾」となっている。軍政中隊側が、様式にあわせつつ自由にできる余地があったと言えるのである。

学校視察の内容は、民主化に向けての方向性がうかがわれるものの、その主眼は学校内で軍国主義的な色彩が見られるか否かという点にある。「監視・摘発型」の視察の典型であるといえよう。第74軍政中隊の時期ではないが、11月のヘッケンドルフの視察は「ジープで裏門より生徒昇降口に」行き、無断で生徒と面談を行っている。記念史の執筆者も「分けて不愉快に感じ」たとしている（史Ⅱ一六六）。

軍国主義的色彩の調査がどういうものであったかを把握することができる記録が、第74軍政中隊の5月の記録にさらにある。一つは「女満別の青年学校の調査」（史3-⑤）である。この調査は「1946年5月3日の18時から4日の18時までのS-2 Periodic Report No. 248, Headquarters 187th RCT [第187RCT 司令部によるS-2時限レポート第248号/RCTはRegimental Combat Team [戦闘連隊?]の略]からの情報」にもとづいて行われた。その報告では「禁止された教材の削除が不十分か、もしくは削除が全くなされていないいくつかの例が発見」された。本司令部は、「道庁教育民生部 [the Hokkaido Prefectural Office Education Department] のササキ氏 (Mr.Sasaki) を呼び出し、上述の状況は1945年10月22日付の日本帝国政府宛のSCAPメモランダムAG350を遵守していないと指摘」し、道庁教育民生部に、「条項と同様に上記の事項や他のSCAPメモランダムの精神を実行させ、普及させることを強く示唆」した。数日後、「道庁教育民政部は本課に、その学校長に辞職届けを提出するよう命令したこと」を報告した。さらに道庁教育民生部は、「上記の事態に対して中等学校長および初等学校の代表者との会議を札幌で開催し、

日本帝国政府宛の SCAP 指令を厳格に遵守することの重要性について繰り返し述べた。

さらに「北海中学校を視察」(史3-⑤)³³⁾したことによって、軍歴をもつ者が授業を行っていることが問題になった。北海中学校では「1946年3月31日に復員した旧日本陸軍の軍人」を「4月23日に学校の教員として」採用した。報告では、「1945年10月30日付の日本帝国政府宛の SCAP メモランダムを遵守していない」とし、さらにその条項まで記している。この教員は「学校を退職」した。

⑦の「同盟罷休」については、直接の「罷休」ではないが、生徒や教員から学校や学校長に対する不満が高まり、軍政中隊に報告があった二件の事例が記されている。一件が室蘭商業学校の実例(史3-⑤⑥)である。商業学校の教員の一人は、当時の学校長が「独裁的で、超国家主義的であり、「戦後から450ポンドの日本軍米を隠匿していること、彼は旧日本陸軍の軍曹であり、現在は口先だけの民主主義を唱えていること、教育する能力をもたない旧陸軍の軍人を幾人か雇っていること」などと申し立てをした。しかし、軍政部による調査によって「校長の免職を正当化するに十分な論拠」は発見されなかった。調査では、「校長が旧日本軍の450ポンドの米を隠匿したとして教師の不満がつのったこと」が判明した。校長は「教職員のうち寵愛しているものだけに米を与え」、「寵愛されていない教師は米をほとんどもしくは全く受け取らな」という状況がわかったのである。まとめでは、校長に「対するさらなる措置を考えていない」としている。

2件目の事例は「Kitami Colonization School [北見拓殖実習場]」の実例である(史3-⑤⑥)。北見拓殖実習場とは、道内5カ所に設置された北海道拓殖実習場の一つで、置戸町にあった実習場である。拓殖実習場は「本道未開地開発のため³⁴⁾」に設置された。報告によれば3人の生徒が軍政中隊を訪れ、「教員と学校の監督官〔視学? the school superintendent〕が独裁的で、超国家主義的であり、「学校当局が本来生徒たちが所有すべき食糧を隠匿している」と申し立てをした。5月中には、軍

政中隊による調査で全く逆のことが判明した。「トラブルの源は教師ではなく生徒であった」のである。「最近の数ヶ月で生徒たちは教員に対して根拠のない要求を行い、民主主義の名の下にすべてを不問にし」、「教員がすべての要求を許さなかったときに、生徒が」軍政中隊を訪れたというわけである。「最低限の食糧も得ていないという生徒の論駁については、調査によって道民一人の一日の平均カロリー摂取量が1900カロリーであるのに対し、生徒たちは3200カロリーを摂取していることが明らか」になった。「教師が軍国主義的で独裁的である」という生徒の申立ても、証拠は「見つからなかった」。ところが、6月の調査ではまた逆のことが判明している。札幌で道庁担当官、学校教職員、生徒の代表という三者の会議が開催された。「学校の教師と職員が食品配給について不公平な方針を取っており、生徒は不十分な宿舎で過ごしているという生徒の主張は筋の通った根拠を持つ」と判断された。「校長と8人の学校職員は辞表を提出せざるをえない」模様であり、「学校で栽培された農産物の公平な配分が行われる予定である」としている。「生徒は広く清潔な宿舎は移動」し、「学校管理の方針について、管理者、職員、生徒は平等な権利と責任をもつことに決定」した。これらに関して『置戸町史（下）』は、「昭和二〇年（一九四五）に本庁舎を焼き、付属施設で訓練を続けていたが、環境は極度に悪くまた急激な民主化思潮の影響もあり、実習生が待遇改善と農場自主管理の要求大会を開くなど、実習生対教官の間柄が険悪であった」として、元教官の以下の回想をひいている。

「教官は改めなければと知りつつ、戦時中から引き続き行われていた家族の送り迎え、まき割り、風呂水汲みなどに実習生を使用していた。これらの反感から授業をサボり、畑にも出ず、家畜も飼わずといった状態が同二一年以降にあり、一日七〇ポンドを生産していたバターも造れず、鶏は卵を生まず、豚は餌なく、ゴロゴロ死んでゆく有様だった。

財政も乏しきになったことから場長は道に伺いをたて道有林材の払下げを受けこの代金で急場をしのいだわけだが、これを業者と結託し不正処

分をしていると実習生が新聞に投書，そのため GHQ や，道庁の調査となり，ノイローゼになった教官もいた。」³⁵⁾

これらの事例からは，軍政中隊の活動は SCAP 指令を遵守しているか否かを基準として学校視察や調査を行っていることがわかる。その際には，単に軍国主義的であるという噂や報告をうのみにせず，日本側担当官とも協力して調査を行い，事実を突き止めようとしている姿勢がみえる。

⑧の教員追放に関しては，まず6月に道内5都市で，勅令二六三号「昭和二十年勅令五四二号ポツダム宣言の受諾に伴ない発する命令に関する件に基く教職員の除去就職禁止及復職等の件」について説明を行う会議を道庁教育民生部が学校関係者に行っていることが報告されている（史3-⑥）。さらに軍政中隊は，6月に教育民生部長に新しく着任した³⁶⁾ 渡邊捨男と，「教師を希望する旧軍人の審査に関する会議を開催し，渡邊は「審査委員会〔the screenig board〕は1，2週間内に設置の予定」と報告した。「志願者は，軍歴と，北海道の学校には軍国主義的な教職員は必要ないことを保証するため，彼らの現在の民主主義に関する考えを検討して選抜される」ことになった。最終的には，1946年6月25日に北海道教職員適格審査委員会が設置された。

IV. おわりに

以上，ナンバー MG の時期の北海道の軍政組織の成立と展開，軍政組織の活動の内容について分析した。以上をまとめると次のようになる。

まず北海道の軍政組織の成立過程についてである。10月5日の戦術部隊進駐の際には軍政部隊は同行せず，別組織として11月21日に札幌に到着していることが明らかになった。進駐直後の時点ではおそらく，戦術部隊に附属する形で何人かが軍政担当を担っていたと思われる。この点は，少なくとも第IX軍団傘下では同様である。第74軍政中隊が札幌に到着後，上級の軍政組織や戦術部隊との関係はめまぐるしく動いた。例えば北海道・東北を管轄し，札幌にいた第105軍政団は，その直後に第IX軍団とともに仙

台に移動している。第74軍政中隊も、第IX軍団—第七七師団傘下から、第IX軍団傘下へ、さらに第IX軍団—第105軍政団傘下へと移っていく。以上のように組織の上からも、ナンバー MG の時期の軍政部は準備段階の時期であったとおさえることができよう。そして、一府県—軍政部という体制が確立した1946年7月以降に、活動が活発化していくのである。

そのような時期ではあるが、軍政中隊は民事行政に関与していく。まず、日本側との交渉手段を調整し、日本側の調査とともに、アメリカ側の視察・調査などによって、日本側の状況を把握する。その上で、自分自身らの身の安全のためにも、公安・公衆衛生といった活動を活発に行う。占領軍に対する日本側の反乱・暴動も注視している。また日本の非軍事化を推進するため、産業転換の状況を把握し、非民主的と見られる闇市・カルテルといった活動にも目をむけている。そのほか、政治行政・司法・労働・福祉などにも注意を払っている。

そのなかで教育は、特に初期にあっては重視されていたとは言えないかもしれない。第74軍政中隊の報告では、46年5月になってようやく報告がみえる程度である。ただしこれは一定程度の留保が必要である。なぜなら、早い時期から教育関係の報告を提出している府県もあるからである。

数少ない報告の中で、軍政中隊はまず、SCAP 指令の遵守状況がどのようなものであるかを中心に報告を行っている。これは、そもそも末端の軍政部には「監督」的な機能しか付与されていなかったからである。その前提としては、SCAP 指令や文部省の通達などを行政・学校現場がしっかりと把握しているのかを疑問に思っていた節がある。そのため、46年3月には次のような報告を行っている。

「本司令部は、1946年3月23日付けの第八軍施行命令第19/1号の1 a と1 b の条項を厳格に適応することを道庁教育民生部に告知した。その条項は、学校に関する文部省の指令をそれぞれの学校に告示し、読了した学校の管理者や教師は署名し証明する必要がある、またそれを指令とともに保管する必要があるというものである。」(史3-③)

同時期の SCAP 指令は、非軍事化を中心にした「否定的措置 (negative action)」を基調としている。よって、軍国主義的色彩の払拭をめざし、学校視察も「摘発・監視型」の傾向を示している。しかしこのような中で「積極的措置 (positive action)」の萌芽がみえるのだろうか。軍政中隊の報告にはそのような記述は全くないが、庁立旭川中学校への6月10日から11日の学校視察では、「学校の民主化」について5項目の質問を行っている。オースチン大尉は、庁立旭川中学校の教育について「民主的になる機会を与えている」とコメントしたうえで、「生徒に対し一週一時間は世界の情勢について知らしめ、討議をせしめる時間を設けること」や「教授法は詰込主義を排して米国のデスクツシヨンメソッドを採用されたい」と具体的な内容にまでふみこんでいる (史Ⅱ-六四)。また他の府県では新教育に関する活動を報告している場合もある。46年4月に『対日アメリカ教育使節団報告書』が発表されて以降、さらにそれが活発になる。6月に北海道には、アイゲルバーガー中將やインボデン大佐など、第八軍やGHQの一行が査察に訪れている。その中でインボデン大佐は、「北海道は思ったよりずっと明るく進歩的である、…この土地こそ民主主義の理想的な実現が一番早くみられるのではないかと³⁷⁾」と印象を述べている。これは新聞の民主化に向けたものであるが、教育についてもこれ以降、民主化への動きを助長するような活動を軍政部が行っていくことになるのである。

アメリカ軍隊としての軍政部がもつ性格の一つに、反共性があげられるであろう。ナンバー MG の時期の報告書においては、共産主義に対して否定的な言葉そのものは出てきていないが、共産党や共産主義的な活動について注意を払っていることがわかる。本論で取り上げた闇市についての記事のほか、組合活動に対して共産主義勢力がどのような影響を与えているのかといった報告もある。時期はずれるが、GHQ/SCAP の CI&E と軍政部労働課との1947年8月下旬の会議において、軍政部側からは「なぜ総司令部は共産主義者を嚴重に取り締まらないのか」という質問が出ている³⁸⁾。各府県軍政部にとっては共産主義勢力の力は、やはり注視すべきも

のであったのだろう。

「否定的措置」と「積極的措置」の関係、「軍政部のもつ反共性」といった点は、北海道の報告を見ただけでは史料的制約からはっきりとはみえない。全国的な把握が必要となるのである。これを今後の課題としたい。

V. 注

- 1) 竹前栄治『GHQ』岩波新書, 1983年, 59頁。なお, 引用中の「実戦部隊」は, 以下に見るように「戦術部隊」とした方が理解しやすい。
- 2) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房, 1983年, 14頁。
- 3) 同上, 23頁。
- 4) 同上, 27頁。
- 5) 拙論「北海道軍政(民事)部民間教育課の人事」『藤女子大学・藤女子短期大学紀要』第36号第I部, 1999年, 153~244頁。
- 6) 「軍政関係(米国の対日一般方針及び政策を含む) 5. 軍政組織および人事(組織) (3) 各軍団軍政関係」(Reel No.A'-1002. 外務省外交資料館蔵)。なお, この史料からの引用は, 注が煩雑になるため, 本文中に, 外-323といった形で注記する。「外」のあとのナンバーは, 外務省外交資料館で史料にふった頁数である。また後掲の史料Iについては「史2-②」というようにアラビア数字を用いて, 史料IIについては「史料II-六六」というようにローマ数字と漢数字を用いた形で注記する。
- 7) 東京経済大学現代法学会『現代法学』創刊号, 2000年12月, 163~212頁。
- 8) 1945年9月17日付国務省発 'Movement Order, Shipment 9221' によれば, 第104~108軍政団および第74~90軍政中隊が, モントレー駐屯地で結成された ("MGGP-107-0.2 HISTORY 107th Hq & Hq Det MG Group 7 Sep-31 Dec 45")。よって第105軍政団が, モントレーで結成されたことは判明した。さらに, 1946年2月に第105軍政団が移

動する仙台には、1945年12月終わりまで第107軍政団（後に東海北陸・近畿地方を管轄し、さらに中隊となって岐阜・滋賀県を管轄する）がいたこと（同上）、札幌にあった第IX軍団には、1945年10月28日に、後に岡山県を管轄する第36軍政中隊の9人の将校が合流したこと（“MGCO-36-0.2 HISTORY - Hq & Hq Co - 36th Military Government 25 Aug - 31 Jan 46”）がわかっている。

- 9) 'ORGANIZATION AND ACTIVATION OF MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ COMPANIES, CIVIL AFFAIRS HOLDING AND STAGIN AREA' 1945年9月8日付、執筆者 GEORGE E. MORANDA Captain, Corps of Engineers Acting Adujtant, "MGCO-78-0.2 Unit History 78th MG Hq & Hq Co 8 Sep - Dec 45".
- 10) 竹前栄治「対日占領政策の形成と展開」、岩波講座『日本歴史』22, 現代I, 岩波書店, 1977年, 27~80頁。
- 11) 前掲阿部彰著, 11頁。
- 12) 北海道『新北海道史』第9巻, 史料3 (年表編), 1985年, 29頁。西田秀子「占領期札幌の公衆衛生改革—GHQ政策・モデル保健所・衛生組合を中心に—」(『札幌の歴史』第44号, 2003年)によれば、北海道への先遣隊であるカーペンター大佐一行は、八月末に千歳飛行場に降り立った。一行は、札幌グランドホテルで軍・道庁・治安関係者らと会談し、進駐に必要な接收調査を開始したという(24頁)。
- 13) 'OCCUPATIONAL HISTORY RREPORT OF THE 87TH MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO 20 November 1945 to 21 Feburary 1946' (1946年2月17日付 執筆者 HOMAS M. O'CONNOR Major. CAC. Mil Govt Officer.) "MGCO-87-0.2 Unit Occupatinal History Reports - Hq & Hq Co -87th Military Government 15 Aug 1945 -30 June 1946".
- 14) GHQ 参謀第2部編『マッカーサーレポート [Report of General MacArther]』(第2巻 [Volume I Supplement], 現代史料出版,

1998年)によれば, 1946年1月は「第二局面の始まり (The Beginning of the Second Phase)」(57頁)とされ, 「占領の長期的目的に入った」(58頁)時期とされる。また第六軍が帰還し第八軍が日本全土を管轄することになった時期でもある。ただ, 北海道はそもそも第八軍管轄下にあり, 「長期的目的の段階」に入ったと区切りをつけることは難しいと考えられる。ようやく軍政中隊が札幌に入り, 軍政組織が形づくられたと言える時期なのである。

- 15) 'UNIT HISTORY 7 September 1945 to 31 January 1946' 作成年月日不明, 執筆者不明, "MGCO-108-0.2 Unit History 108th Hq & Hq Det MG Group 7 Sep 45 - May 46". 'Historical Records, 107th Hq & Hq Det MG Group '1946年1月14日付, 執筆者 GEOGE L. ATWOOD Lt Col, Inf Commanding, "MGGP-107-0.2 History 107th Hq & Hq Det MG Group 7 Sep 45 - Dec 45".
- 16) 第XI軍団はおそらくこの時期に帰国したと考えられる。さらにそれ以前に第XIV軍団も帰国したと考えられるが, 詳細は不明である。
- 17) 函館に軍政的な役割をもつ組織が存在したことは, 第74軍政中隊の記録の中に「Military Section: Hakodate Task Force」からの報告があることから確かである。また前掲『マッカーサー・レポート』の63頁には1946年12月6日現在の戦術部隊の配置図(図22)があり, 函館には第187空挺大隊(?)が配置されていたとされている。また時期がずれるが, 北海道庁の行政文書である「長官事務引継書(昭和二十二年二月)(北海道立文書館3635-2)の「警察部」の報告によれば, 「北海道軍政部は本部を札幌に置き, 小樽函館室蘭等に於て八所在の部隊をして事務をとらしめ居る」とある。
- 18) この表は, 先行研究とは若干違っているが, 今回は第105軍政団の報告を中心に記述してある。戦術部隊である第七七師団は3月15日までに解散し, その後は第一一空挺師団が引き継いだ(史3-③)。「長官事務引継書(昭和二十二年二月)」によれば, 1947年2月頃においても, 「北

海道進駐の米軍部隊は…空挺第十一師団将兵（兵数不明）が札幌（含真駒内）千歳室蘭函館等に駐屯して」といわれる。さらに対敵諜報部隊であるCICは「本部を札幌に置き稚内，旭川，釧路，函館等に隊員を分屯せしめ主として各種の情報蒐集に活躍して」といわれる。

- 19) この史料は手書きであり，外-0436~0437，外-0445~0446に2種のタイプ打ちのものがある。また，外-0435（2枚）には手書きの図もある。
- 20) 北海道地方軍政部の名称は，それ以降変化する。46年7月から47年1月は北海道地方軍政部，47年4月から少なくとも1948年6月までは北海道地区軍政部（Hokkaido Military Government District）という呼称を用いて報告書を作成している（47年2・3月は報告書が確認されていない）。前掲『マッカーサー・レポート』第2巻では，「北海道は地区〔district〕司令部と府県軍政部の双方の機能を合わせ持った一つのユニットとして「地区〔district〕」とされた」とある（201頁）。前者の「地区」を地方〔region〕の意味と解釈すると，北海道には地方軍政部と府県軍政部の双方の役割をもった組織が設置されていたと考えられる。
- 21) ‘Unit Occupational History (August)’1946年9月21日付，Robert L. Robertson (Maj Cav Executive Officer) 執筆，“MGTE-0.2 Unit Occupational History Reports - MIYAGI Military Government Team June 46 - Oct 46”。
- 22) ‘Unit Occupational History Report June 1946’作成年月日不明，執筆者不明，“MGTE-0.2 Unit Occupational History Reports - MIYAGI Military Government Team June 46 - Oct 46”。
- 23) ‘Unit Occupational History Report July 1946’作成年月日不明，執筆者不明，“MGTE-0.2 Unit Occupational History Reports - MIYAGI Military Government Team June 46 - Oct 46”。「編成表・装備表を入手していない」という報告は，北海道地方軍政部の7月の活動報告にも記述がある。

- 24) 'Unit Occupational History Report July 1946' 作成年月日不明, 執筆者不明, "MGTE-0.2 Unit Occupational History Reports - MIYAGI Military Government Team June 46 - Oct 46".
- 25) 'HEADQUARTERS NIIGATA PREFECTURE MILITARY GOVERNMENT APO 27 ANNEX "A" Historical Record - Military Government 15 August 1945 to 31 October 1945'.
- 26) 'OCCUPATIONAL HISTORY RREPORT OF THE 87TH MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO 20 November 1945 to 21 February 1946'. 引用中の(2)の役職と人名については、『新潟県教育百年史』(同編纂委員会編, 昭和戦後編, 1976年)を調査したが, 当時は教育を含めて担当する内政部が置かれており, 10月27日に加藤祐三郎が部長に任命されたこと, 内政部に教学課が置かれていたことしか判明しなかった(411頁)。
- 27) 'OCCUPATIONAL HISTORY RREPORT OF THE 78TH MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO 15 November 1945 to 21 February 1946'.
- 28) 占領前に, アメリカ軍が北海道の自然・社会的な地理状況について調査したものに, "SPECIAL REPORT NO.104 OTARU- SAPPORO (JAPAN SERIES)" (南西太平洋陸軍総司令部地理局作成, 1945年8月31日付 GHQ/SCAP文書, Sheet No.CAS(A)-1086~88)がある。西田秀子前掲論文によれば, これは1942年から始められた調査であるという(21頁)。この報告書には, 北海道の占領する際に必要な内容については日本側の民事行政も報告されているが, 教育に関する事項はない。
- 29) 確認した学校記念誌は以下の通りである。
- 『〔北海道室蘭商業高等学校〕六十年史 励め青春時惜しめ』, 1983年。
- 『八十年史 傘寿の賀—北海道室蘭商業高等学校創立八十周年記念誌』, 2003年。
- 小樽工業高等学校編『五十年史』, 1990年。

『万葉の薫り－創立百三十周年記念写真集 伊達小メモリアル130』,
2002年。

『[北海道旭川東高等学校] 開校五十年史』, 1954年。

『[北海道旭川東高等学校] 開校七十年史』, 1974年。

『北海道旭川東高等学校創立一〇〇年史誌』, 1974年。

『栄えよわれらが母校－北海道室蘭栄高等学校創立80周年記念誌』,
1997年。

『北海道旭川北高等学校30年のあゆみ』, 1971年。

『[旭川北高等学校] 五十年のあゆみ』, 1990年。

- 30) 『[北海道旭川東高等学校] 開校五十年史』, 1954年, 97頁・99頁。この史料の第一次史料について, 北海道旭川東高等学校内の五本松資料館に調査を依頼したが, 残っていないということであった。
- 31) 阿部彰前掲著, 109～114頁にこの様式が掲載されている。原史料はGHQ/SCAP 文書の Sheet No.CAS(A)-812にある。
- 32) 同上著の105～107頁に施行命令第92号の訳があり, 今回はその訳を使用した。施行命令第19号を含めて, 原史料はGHQ/SCAP 文書の Sheet No.CAS(A)-10903にある。
- 33) 日本側資料としては『百折不撓－北海高等学校九十五周年記念アンソロジー』(1980年)があるが, この点についてふれてはいない。
- 34) 『置戸町史』(上), 1985年, 308頁。
- 35) 『置戸町史』(下), 1987年, 273～274頁。
- 36) 『北海道新聞』1946年6月22日付2面。
- 37) 『北海道新聞』1946年6月19日付1面。
- 38) J・V・スターヴェレン著, 諏訪幸男・三國隆志訳『アメリカ・イン・ジャパン1945～1948 山梨軍政チームの戦後教育』五月書房, 1998年, 225頁。

〈史料Ⅰ〉第105軍政団及び第74軍政中隊の「部隊史」「占領史報告」の訳

〈解説〉

本史料は、第105軍政団及び第74軍政中隊の「部隊史」「占領史報告」の一部を訳したものである。以下の英語タイトルをみればわかるようにこの時期の報告は様々な名称で呼ばれているが、筆者は、一応、以下の1、3について「占領史報告」、2について「部隊史」と訳した。というのは、前者は日本側の民事行政に関する報告が含まれており、一方後者は純然たる部隊の報告だからである。

所蔵先は、アメリカ国立公文書館新館（WNRC、いわゆるアーカイブスⅡ）であり、その中の米太平洋陸軍文書の Box No. 21880にある。「部隊史」「占領史報告」は占領初期の北海道の軍政部の活動を示す非常に重要なものであり、その意義については、本文でも紹介している。

訳出したのは、2については全体、1、3については軍政組織の設置・異動などの軍政部隊の動きがわかる部分、全体概要がわかる部分（いわゆる「摘要部分 [Basic]」）、そして「教育」に関する部分である。それ以外は見出しだけを掲げた。

個人的な作業であり、誤りも多いと思われるが、今後の研究の参考となればと考える。以下、資料の出典・頁数などを示す。番号は本論で注のかわりに記したものと同じである。訳においては、報告書の年月のあとに、◇内に作成年月日、執筆者名、担当・所属などを記した。

第105軍政団 (105th Military Government Group)

1 "MGGP-105-0.2 Unit Occupational History, Feb., Apr. - May 1946."

- | | |
|--|----|
| ① 'Feb. 1946 Unit Occupational History Report ' | 5頁 |
| ② 'Apr. 1946 Unit Occupational History Report ' | 4頁 |
| ③ 'May. 1946 Unit Occupational History Report ' | 4頁 |
| ④ 'June. 1946 Unit Occupational History Report ' | 4頁 |

第74軍政中隊 (74th Military Government Headquarters & Headquarters Company)

2 "MGCO-74-0.1 Unit History - 74th MG Hq & Hq Co. 10 Sep .45 -30 Jun. 1946"

- | | |
|--|----|
| ① '10 Sept. 1945 - 31 Dec 1945 Unit History ' | 2頁 |
| ② '10 Sept. 1945 - 31 Dec 1945 Historical Record ' | 2頁 |
| ③ ' 1 Jan. 1946 - 30 June 1946 Historical Record ' | 2頁 |

2の①と②の史料は同時期のものであるが、若干内容が違うのでともに掲載した。また、②と③の史料は以下の鏡文の「添付資料 (incls)」である。

- | | |
|---|----|
| ' Historical Record' | 1頁 |
| (30 June 1946 CHESTER D. HAISLEY Lt. Colonel, Infantry. Commanding) | |

3 "MGCO-74-0.2 Unit Occupational History - Hq, & Hq Co. 74th Military Government Jan. - Jun. 1946"

- | | |
|---|------------|
| ⑥ 'Unit Occupational History Report of 74th Military Government Headquarters & Headquarters Company for June 1946 ' | 24頁 |
| ⑤ 'Unit History of the 74th Military Government Headquarters and Headquarters Company for May 1946 ' | 21頁 |
| ④ 'Unit Occupational History of 74th Military Government Company for April ' | 4頁 |
| ③ 'Unit Occupational History of the 74th Military Government Headquarters & Headquarters Company for March 1946 ' | 21頁 (鏡文あり) |

② 'Unit Occupational History of the 74th Military Headquarters & Headquarters Company for the Month of February 1946' 14頁

① 'The Unit History of the 74th Mil Govt Co. for the Month of January' 42頁(鏡文あり)

3の史料は元々の順番が以上のように、6月から綴じられているが、訳出の際には時系列とした。また、3の史料と同様な史料で、タイプの種類が違うものが以下のフォルダーにある。

"MGCO-74-0.2 Unit Occupational History 74th MG HQ & HQ CO Jan. - Jun. 1946"

訳出に際しては、固有名詞などは以下の文献で調査した。ただし、まだまだ不明な点が多く、今後の課題としたい。1945～6年度の事でありながら、別の年度の年鑑などを使用しているのは、当該時期の年鑑などがなかったためである。

『北海道年鑑』(1947年版・1949年版)、北海道新聞社。

北海道庁編纂『北海道庁関係職員録』北方民生協会刊、1949年。

北海道議会事務局編『北海道議会史』第五巻、1977年。とくに、40～42頁に「終戦後の北海道(庁)行政機構の変遷」の表があり、それを参照した。

札幌市役所考査課編『札幌市勢一覧』昭和23年版、1948年。とくに部局一覧を参照した。

『角川日本地名大辞典』1北海道 上巻、1987年。

『置戸町史』(上・下) 1985・1987年。

不明であった固有名詞については、ローマ字を先に記した。□に推定したものを記している。逆に日本語にしたが、□を使って説明を行った場合もある。もともとの○は、丸かっこを用いた。日本側学校関係者の個人名について○○とした。

1. 第105軍政団占領史報告

①1946年2月〈1946年3月10日付 HARLAN R. SYATHAM Col. Inf. Commanding〉

1946年1月17日付第八軍司令部サキレター No. 22および、1946年1月30日付第九軍団司令部サキレター No. 7の条項に従って、1946年2月の本ユニットの月間占領史報告を提出する。

- 1、1946年2月の間に、第105司令部と分遣の軍政団司令部は、1945年12月17日付の第九軍団司令部パレション・メランダム No. 11 および1946年1月1日付の第九軍団司令部アドミストレイティブ・オーダー、アネックス8の条項にもとづいて、その責務を実行した。そのような責務には、第九軍団が管轄する地域の軍政中隊の機能を調整・監督・促進させることも含まれていた。
- 2、1946年2月1日、本組織は、軍団レベルの軍政の機能を執行する北海道の札幌に置かれた。一方で、県レベルでは同様な機能を諸所の軍政中隊が執行していた。同日の五つの軍政中隊の責任分担地域は以下の通りである。第74軍政中隊（北海道）、第75軍政中隊（青森）、第84軍政中隊（秋田）、第85軍政中隊（岩手）、第86軍政中隊（山形）である。宮城県は、第85軍政中隊分遣隊を支援する第105軍政団からの先遣隊〔an advance echelon〕によって管轄された。本月中に、第九軍団はその司令部を仙台に移動した。第105軍政団は同様の移動をなし、1946年2月19日に仙台に到着し、先遣隊と合流した。1946年2月19日限りで、先遣隊は、分離していた組織の機能をやめた。その後まもなく、第85軍政中隊が岩手県と同様に宮城県も軍政監督の責務についた。
- 3、1946年2月28日、実際に、以下の軍政ユニットは、第XI軍団の傘下から離れ、第九軍団傘下に入った。第32軍政中隊、第77軍政中隊、第78軍政中隊、第79軍政中隊、第80軍政中隊、第82軍政中隊、第87軍政中隊、第88軍政中隊、そして第106軍政団である。情報が確定するまでの間〔Pending establishment of communications〕、上記のリストのユニットは、第一騎兵師団〔the 1st Cavalry Division〕に附属したままであった。
- 4、要員—1946年2月の間に、要員の交代・再調整は、ほとんど平穩である。（以下略）
- 5、本月中に、本組織の各セクションは、上級機関からの全指令の実行を保証するために、それらの特定分野において、軍政中隊の活動と協力し続けた。
- 6、資源および産業〈略〉
 - (a) 製造業 (b) 再転換 (c) 鉱業
- 7、医療 8、送還 9、労働〈略〉
- 10、教育
教育改革の進展に関する詳細な情報を得るため、1946年2月13日付の第八軍施行命令第19号〔Operational Directive No.19〕の規定に基づき、日本の教育機関を研究・検査する体制準備に着手した。各県で5つの学校を視察し、その報告を第八軍司令部に提出した。
- 11、美術および記念物〈略〉

②1946年4月〈1946年5月4日付 HARLAN R. SYATHAM Col. Inf. Commanding〉

1946年1月17日付第八軍司令部サキレター No. 22および、1946年3月30日付第八軍司令部サキレター No. 91の条項に従って、1946年4月の本ユニットの月間占領史報告を提出する。

- 1、1946年4月の間に、第105司令部と分遣の軍政団司令部は、第九軍団が管轄する地域の軍政中隊の機能を調整・監督・促進させるという責務を実行した。
- 2、1946年4月1日、第九軍団傘下の軍政中隊の責任分担地域は以下の通りである。第74軍政中隊（北海道）、第75軍政中隊（青森）、第84軍政中隊（秋田）、第85軍政中隊（宮城および岩手）、第86軍政中隊（山形）、第87軍政中隊（新潟）、第88軍政中隊（福島）である。情報が確定するまでの間、次のユニットは第一騎兵師団に附属したままとなる。第106軍政団（朝霞）、第32軍政中隊（東京および山梨）、第77軍政中隊（群馬）、第78軍政中隊（長野）、第79軍政中隊（埼玉）、第80軍政中隊（栃木）、第82軍政中隊（千葉および茨城）である。

- 3、要員 4、資源および産業 (a) 鉱業 (b) 農業および漁業 (c) 再転換と賠償
 5、労働 6、公衆衛生と公共福祉 7、公共安全 8、送還 9、工業 10、財政
 (以上略)

③1946年5月 (1946年6月4日付 HARLAN R. SYATHAM Col. Inf. Commanding)

1946年1月17日付第八軍司令部サキレター No. 22および、1946年3月30日付第八軍司令部サキレター No. 91の条項に従って、1946年5月の本ユニットの月間占領史報告を提出する。

- 1、1946年5月の間に、第105司令部と分遣の軍政団司令部は、第IX軍団が管轄する地域の軍政中隊の機能を調整・監督・促進させるという責務を実行した。
- 2、1946年5月1日、第IX軍団傘下の軍政中隊の責任分担地域は以下の通りである。第74軍政中隊 (北海道)、第75軍政中隊 (青森)、第84軍政中隊 (秋田)、第85軍政中隊 (宮城および岩手)、第86軍政中隊 (山形)、第87軍政中隊 (新潟)、第88軍政中隊 (福島) である。1946年5月31日、第77軍政中隊 (群馬)、第78軍政中隊 (長野)、第80軍政中隊 (栃木) は、補給部 (supply) をのぞいて、第一騎兵師団附属から、第IX軍団傘下に帰属した。同日、第32軍政中隊 (東京および山梨)、第79軍政中隊 (埼玉)、第82軍政中隊 (千葉および茨城) は、補給部をのぞいて、第一騎兵師団附属を離れ、第106軍政団附属 (補給部をのぞく) となった。

3、要員

4、資源および産業 a. 要員 b. 鉱業 c. 農業 d. 漁業 e. 再転換 f. 賠償

5、労働 6、公衆衛生と公共福祉 7、公共安全 8、送還 (以上略)

9、教育

教育担当のクラーク・アトキンス大尉 [Capt. Clerk Atkins] が各軍政部を訪問し、会議を開催した。地域の軍政部教育担当官とともに群馬・宮城・北海道の学校視察を実施した。

10、財政 (略)

④1946年6月 (1946年7月8日付 HARLAN R. SYATHAM Col. Inf. Commanding)

1946年1月17日付第八軍司令部サキレター No. 22および、1946年3月30日付第八軍司令部サキレター No. 91の条項に従って、1946年5月の本ユニットの月間占領史報告を提出する。

- 1、1946年6月の間に、第105司令部と分遣の軍政団司令部は、第IX軍団が管轄する地域の軍政中隊の機能を調整・監督・促進させるという責務を実行した。
- 2、1946年6月1日、第IX軍団傘下の軍政中隊の責任分担地域は以下の通りである。第74軍政中隊 (北海道)、第75軍政中隊 (青森)、第77軍政中隊 (群馬)、第78軍政中隊 (長野)、第80軍政中隊 (栃木)、第84軍政中隊 (秋田)、第85軍政中隊 (岩手および宮城)、第86軍政中隊 (山形)、第87軍政中隊 (新潟)、第88軍政中隊 (福島) である。第106軍政団は、第32軍政中隊 (東京および山梨)、第79軍政中隊 (埼玉)、第82軍政中隊 (千葉および茨城) の活動を調整し、促進させることを継続して行った。1948年6月28日、山梨県は第32軍政中隊の監督下から離れ、第79軍政中隊の管轄下となった。このことだけが、本月に監督下地域で起こった変更である。

3、要員

4、資源および産業 a. 要員 b. 鉱業 c. 農業 d. 漁業 e. 賠償 f. 再転換

5、労働 (以上略)

6、教育

1946年6月16日に第105軍政団教育担当官のクラーク・アトキンス大尉 [Capt. Clerk Atkins] が除隊のため帰米した。その責務は現労働担当官であるジェームズ・O・オースチン中佐 [Comdr. James O. Austin/Comdr.の意味は不明] が担う。

7、公共安全 8、送還 9、公衆衛生と公共福祉 10、財政 11、工業と公営企業 (以上略)

2. 第74軍政中隊部隊史

①1945年9月10日～12月31日 (1946年2月14日付 EDWIN P. GEESEY Lt. Col., Cavalry Commanding)

1、AR 345-105〔陸軍規則：Army Regulations〕の条項に従って、活動開始から1945年度の最後までの本組織の部隊史を以下に述べることとする。

2、

a. 最初の部隊

(1) 名称 第74軍政司令部および軍政中隊

(2) 結成日 1945年9月10日

(3) 結成場所 民事要員駐屯所〔Civil Affairs Holding and Staging Area〕、モントレイ駐屯地〔Presidio of Monterey〕、カリフォルニア

(4) 結成の根拠 文書WDAGO, ファイルAG 322 (1945年8月24日)

OB-I-STMOU-M 題目「軍政ユニットの設立と活動開始〔Constitution and Activation of Certain Military Government Units〕」(1945年8月25日付)

(5) 要員獲得の源 民事要員駐屯所、モントレイ駐屯地、カリフォルニアでの臨時中隊〔the casual company〕の移動による。

b. 組織の変更、すなわち、部隊の選任、部隊として一つの連隊〔regiment〕から他の連隊への移行、もしくは陸軍編成表〔Tables of Organization〕の変更など

なし

c. 兵力、任官および応召

(1) 最初の時点 なし

(2) 各月の正味の増加

(a) 9月 9人の将校、2人の下士官

(b) 10月 3人の将校、56人の下士官

(c) 11月 なし

(d) 12月 1人の将校、3人の下士官

(3) 各月の正味の減少 なし

(4) 最後の時点 13人の将校、61人の下士官

d. 部隊の状態 (常時もしくは臨時)、もしくは部隊の諸部分

(1) (a) 1945年9月10日に、民事要員駐屯所、モントレイ駐屯地、カリフォルニアに到着。

(b) 1945年11月〔10月の間違いか?〕28日に、キャンプハーン〔Camp Haan〕、リバーサイド〔Riverside〕、カリフォルニアに到着。

(c) 1945年11月15日に、日本の神奈川県相模原の第4補充兵站地〔the 4th Replacement Depot〕(Annex)に到着。

(d) 1945年11月21日に北海道札幌に到着。

(2) (a) 1945年10月27日に、民事要員駐屯所、モントレイ駐屯地、カリフォルニアを出発。

(b) 1945年11月1日に、キャンプハーン、リバーサイド、カリフォルニアを出発。

(c) 1945年11月19日に、日本の神奈川県相模原の第4補充兵站地(Annex)を出発。

3. 出来事

日本に到着した上で、1945年10月23日付の第八軍 par. lc. レター、ファイルAG 322 (SU)(FU)「レター・オーダー No.10-17」によって、第八軍に割り当てられ、第IX軍団傘下に入った。1945年11月21日付の第IX軍団のVOCGによって、第七七師団司令部傘下にも入った。そして1945年11月26日付の第七七師団司令部、APO77の一般命令〔General Order〕第453号のセクション1によって、正式に認証された。

②1945年9月10日～12月31日 (1946年1月1日付 MILTON O. LEE Major, CMP Executive Officer)

1、1929年11月18日付の AR 345-105にもとづいて、改正もあるが、1945年9月10日から活動開始から1945年12月31日までの本組織の以下の部隊史を提出する。

2、

a. 最初の部隊

(1) 名称 第74軍政司令部および軍政中隊

(2) 結成日 1945年9月10日

(3) 結成場所 モントレー駐屯地、カリフォルニア

(4) 結成の根拠 文書 AG 322 (1945年8月24日) OB-I-STMOU-M 題目「軍政ユニットの設立と活動開始 [Constitution and Activation of Certain Military Government Units]」(1945年8月25日付)

(5) 要員獲得の源 モントレー駐屯地、カリフォルニアの CASA [民事要員駐屯所] の移動による

b. 組織の変更 なし

c. 兵力、任官および応召

兵力				各月の正味の変更			
日付	将校	WO	下士官	月	将校	WO	下士官
9月10日	7	0	0	9月	+9	0	+2
10月1日	9	0	2	10月	+2	0	+56
11月1日	11	0	58	11月	0	0	0
12月1日	11	0	58	12月	+1	0	+3
12月31日	12	0	61				

d. 部隊の状態 (常時もしくは臨時)、もしくは部隊の諸部分

(1) モントレー駐屯地、カリフォルニアで結成。

(2) 1945年10月27日2200に、モントレー駐屯地、カリフォルニアを鉄道で出発。1945年10月28日1600に、キャンプハーン、リバーサイド、カリフォルニアに到着。

(3) 1945年11月1日0600に、キャンプハーン、リバーサイド、カリフォルニアを鉄道で出発。1945年11月1日1230に LAPE に到着。

(4) 1945年11月1日2040に LAPE から、USS General O.H. Ernst にて出航。

(5) 1945年11月15日1530に日本の本州、横浜に USS General O.H. Ernst から上陸。1945年11月15日2100に、日本の本州、原町田の第4補充兵站地(Annex) に到着。

(6) 1945年11月19日1600に日本の本州、原町田の第4補充兵站地(Annex) を出発し、1945年11月21日1830に日本、北海道、札幌に到着。

e. 行軍 なし

f. Campaigns [野営?] なし

g. 戦闘 [Battles] なし

h. 司令官 [Commanding Officer]

		いつから
Captain Morton S. Rathburn	0-922511	1945年9月10日
Major Milton O. Lee	0-503199	1945年9月17日
Lt Col Edwin P. Geesey	0-230881	1945年12月11日

i. 活動による損失：将校と下士官 なし

j. 活動による名誉を与えられた以前もしくは現在の人員 なし

k. 人員、重要な場面、出来事の写真 なし

③1946年1月1日～6月30日 (1946年6月30日付 CHESTER D. HAISLEY Lt. Col., Infantry. Commanding)

1、1929年11月18日付の AR 345-105にもとづいて、改正もあるが、1946年1月1日から1946年6月30日までの本組織の以下の部隊史を提出する。

2、

- a. 最初の部隊 すでに報告済み
- b. 組織の変更 変更なし
- c. 兵力、任官および応召

兵力				各月の正味の変更			
日付	将校	WO	下士官	月	将校	WO	下士官
1月1日	12	0	61	1月	-1	0	-16
2月1日	11	0	45	2月	+6	0	+25
3月1日	17	0	70	3月	+4	0	0
4月1日	21	0	70	4月	+6	0	+13
5月1日	27	0	83	5月	-5	0	-5
6月1日	22	0	75	6月	-22	0	-75
6月30日	0	0	0				

- d. 部隊の状態 変更なし
- e. 行軍 なし
- f. Campaigns [野営?] なし
- g. 戦闘 なし
- h. 司令官

いつから

Lt Col Edwin P. Geesey	0-230881	1946年1月1日
Major Milton O. Lee	0-503199	1946年4月15日
Lt Col Chester D. Haisley	0-10175	1946年4月20日

- i. 活動による損失：将校と下士官 なし
- j. 活動による名誉を与えられた以前もしくは現在の人員 なし
- k. 人員、重要な場面、出来事の写真 なし

1. 第74軍政司令部および軍政中隊司令部は、1946年6月22日付の WD ラジオ WCL 21786 に含まれた条項、1946年6月24日付の WD RR 1-6, AFPAC ラジオ・サイト ZX04683 に含まれた条項、1946年6月26日付の第八軍ラジオ・サイト DX75121 FD に含まれた条項に従って、1946年6月30日2400をもって解散した。そして、1946年6月30日付の、第八軍司令部 file number AG 321 (REORG)(FE) 題目「レター・オーダー No.6-44 日本の軍政部の再組織化」文書によって、最終的に確定された。

3. 第74軍政中隊占領史報告

①1946年1月 (1946年2月18日付 EDWIN P.GEESEY Lt. Co., Cavalry. SMGO)

1946年1月、管理上の目的のため、本中隊は第七七師団から第IX軍団の直接の管轄下に入った。本隊はアメリカ合衆国での最終的には除隊となる移籍のために、人員の実質的な一部、将校と下士官を失った。第七七師団の部隊から、本隊で分遣業務を行う8人の将校と任命された1人の将校(海軍)、そして15人の下士官が移籍した。これらの将校のうち7人は除隊の資格を得る時期になっており、軍政部のスタッフセクションの長であり、移籍した下士官全員は、本隊とともに日本に来た重要な非将校の士官であった。けれども本隊に正式に任命された将校は、さまざまなスタッフセクションの長を引き継ぎ、残ったすべての人員が、これらの損失に

よって生じた付加的な責務を引き受けている。

日本側の道当局との継続的な交渉が行われており、その実行はその後の数週間における満足すべき行政施策に反映された。

北海道からの中国人送還が1月の前に終了したとされた一方で、はぐれていたものが報告された。それゆえ15人の中国人が今月、送還された。

朝鮮人の送還が急ピッチで行われており、1月中に総計14,252人が送還された。本司令部の指示のもとに働いている朝鮮人代表は、送還された後、2人の朝鮮人が北海道に引き返したことを報告した。これらの人々は朝鮮と日本の状況を選択して、日本をより好ましいとしたと述べた。

朝鮮の第XXIX軍団軍政部からの連絡将校である、レオナルド・ロー氏〔Mr. Leonard Rowe〕が本司令部に到着した。彼の任務は、朝鮮人送還を支援するためにここに送られた朝鮮人代表の活動について報告することである。

降伏の日以来、日本側警察当局に従うことを中国人や朝鮮人が拒絶する非常に多くの事例があった。1月24日に函館において、そのような反抗の兆候が、暴動と流血騒ぎによって最高潮に達した。

おおよそ14:30ごろ、3人の朝鮮人が、闇市活動の容疑で日本側警察の取り調べのために、鉄道の駅の前にある交番に連行された。その後すぐに50から60人の朝鮮人が交番を襲撃し、室内と窓の四分之三を破壊した。また近くの交番も破壊した。交番での状況を調査していた、鉄道の駅の一人のM.P.が、25口径と思われる弾丸でひじを撃たれた。

すぐに日本人群集が集まり、見えるところの朝鮮人全てを打ちのめした。日本側警察は、朝鮮人容疑者を探すために、鉄道の駅から約5ブロックにある松崎町付近に、トラック一台分の警官を配置した。日本人住民は警察の周りをうろうろし、すぐに自らの行動を起した。8人の朝鮮人がひどく叩かれ、警察に連行された。一人の日本人が鉄道の駅の近くの棧橋で、未詳の人間に撃たれた。200人の朝鮮人がかれらの安全を守るために函館刑務所に収監された。

その日の後、約1900人の日本人を、朝鮮人を打ちのめしたとして、第306F.A.〔野戦砲兵隊?〕からのパトロールが見張った。二人の日本人が走って逃げ、アメリカ人パトロールによって撃たれた。一人は即死した。群集行動には、積極的・消極的を問わず約4000人の日本人がいた。アメリカ側軍隊に反抗する敵意をもった行動はまったくなかった。

12月にSCAPによって策定された性病取締りの計画は、医薬用軍備品を日本側の衛生担当官に支給するという方法でなされた。

今月中に天然痘患者の数が、夕張炭鉱において流行状態に達した。ワクチンを日本側に渡し、彼らに夕張付近の全ての住民に予防接種するよう指導した。チフス、それは今月中に散在した地域で出現し、1月最終週には、突然、上砂川(kamisumagawa)・岩内・小樽の町へと雪ダルマ式に増えた。死者の数は微小で、小樽で最小6人から最大40人であり、DDTの自由使用の後、チフスの流行は急速に終了した。

SCAPの指令に基づいて、5つの以前の軍用飛行場が日本側に返還された。今回はプロペラによってではなく、鋤によって耕されることになる。産業界もまた平和の道をたどるという様変わりを考えている。製造に従事する許可が、the Wanishi Iron Works and Gado Shiuci Co.に発せられた。日本側は、比喩的ではなく文字通りの意味で、木炭の火鉢や料理用ポットにするために、ヘルメットを「破壊」している。

道庁は、労働争議調停委員会〔Labor Disputes Mediation Committee〕を創設した。委員会の構成は、4人の資本家代表、4人の労働者代表、そして3人の中立関係者である。委員会の活動は、委員会が開始するまえに解散させられた。労働側は、全島において元気いっぱいである。40人の労働者をもつthe Asahi Slate Co.のストライキは、すぐに解決した。しかし労働界全体では、争議者は考えの違いを解決することが非常に難しいことを理解している。

1月後半に札幌のトロリー・カーの労働者がストライキの威嚇をし、8時間労働・週6日労働、そして増給を要求した。三菱美唄鉱山では、争議者は彼らの違いを解決するという点でこれまでの状況からかけ離れてしまった。手稲鉱山は、三菱ホールディングと同様に、労働問題を抱えている。日本人の解釈では、これらは人々の間に広がっている民主主義精神を示すものであるとしている。

道庁は Hokkai Mining Bureau [ホッカイ鉱山局?] を解散させたが、官僚制は損害を受けてはいない。ホッカイ商業地方委員会 [Hokkai Provincial Board of Commerce] は、1 商業と産業、2 鉱山、3 電力、4 炭鉱という4つのセクションを設立した。

食糧不足が人々の心を占めている。住民が沢山いる大中心地から農地への交通は非常に難しい。旅行は不可能となっている。米は闇市価格となっていることは明らかである。地方政府は、依然不明な理由で、人々を助ける方法に失敗している。12月に地方政府は人々に、旧日本軍用の靴400,000足を配給するように指示された。1月の終わりには、依然としてこれらの靴は倉庫にある。

共産党同盟 (構成員は350万人の住民の中で274人) は、人々のいらだちを公にした。人々は、戦時中の米統制計画と食糧配給の監督当局の排除を要求した。同盟は、闇市を運営する人間の氏名を本司令部に提供した最も重要な組織である。

SCAP 指令による農地改革計画は1946年4月に実施されるが、その方向への精神が、新冠郡去童村の帝国所有地において表明された。本司令部へのユニークなアピールによれば、38年間その土地で働いた小作が新しい若い小作に譲るために立ち退くように命令された。その年若い小作は、その土地の一部を選んで、小さな耕作地を与えられた。

漁業産業の独占に対する奮闘が、水産業会 [the Suisan Gokai] の活動を抑制するように求めた独立した漁業卸売りの請願によって、我々の注目をひいた。水産業会は1934年に組織され、卸売り販売以外の産業のあらゆる面を統制してきた。現在、水産業会は、彼ら自身の卸売り販売のシステムを設立し、彼ら自身によって開発された新しい卸売りのルートによって漁獲高を管理しようとした。水産業会への道庁による「停止命令」は効力を発揮していないことは明らかであった。独占については調査中である。日本側も、水産業会の漁業領域を拡大することをに圧力を加えている。

さまざまなスタッフ・セクションの活動に関する詳細は以下のとおりである。

- (1) 商業および産業
 - (a) 価格統制と配給 (b) 石炭生産 (c) 再転換 (d) 漁業 (e) 運輸 (f) 輸出入 (g) 製造業 (h) 通商および貿易 (i) 鉱業および林業 (j) 農業、食糧生産 (k) その他
- (2) 工業 (a) 不動産 (b) 運輸
- (3) 労働
 - (a) 軍政用労働 (b) 石炭労働 (c) 労働争議 (d) 労働者の余剰と不足 (e) 三菱美唄炭鉱 (f) 提出された報告 (g) 一般
- (4) 法制
- (5) 医療と衛生 (a) チフス統制 (b) 天然痘 (c) 性病
- (6) 公共安全 (a) 闇市 (b) 一般
- (7) 公共福祉 (a) 送還
- (8) 補給 (以上略)

②1946年2月 (作成年月日不明 CHESTER D. HAISLEY Lt. Colonel, Infantry. SMGO)

1946年2月の本隊の活動は、ほとんどのパートで、そのパートなりの通常業務を行い、通常でない特別なイベントはほとんどなかった。数多くの調査、観測、研究はすべてのセクション

で実行され、その詳細な報告は適切に上級司令部に提出された。

本月を通じて、深い雪が北海道のほとんどの地域を覆った。鉄道以外の交通はほとんど不可能で、緊急の事態の時のみ試みられた。

本道からの朝鮮人の送還は、本月中に、実質上完了した。残っていたちりじりばらばらのグループや個人は本国へ帰る選択の指示を与えられた。

家庭や公衆スペースでの人々の混雑、一般的にやや非衛生的な状態によって、全島をつうじての環境は、伝染性の病気が急速に拡大する傾向にある。鉄道交通は広範囲にわたり、自動車では収容一杯におしこまれ、鉄道の駅や切符販売所などは永続的に混んでいる。そのような状況では、病原菌保有者との接触をさけることは不可能であるだけでなく、全島を通じて病原菌が広がるのは非常にたやすい。チフスや天然痘といった伝染性の病気が突発する一方で、決められた精力的な管理方法手段や与えられた監督の効果は、そのような事例が比較的少数に留まっており、伝染性の病巣が限定され続けているといった事実で実証されている。

2月中に、本島では、騒動や大衆混乱は起きなかった。非常に限定的な地域での騒動も、占領軍の警戒を引き起こすような規模でもその理由にもならなかった。道レベルも市レベルでも、日本側の警察や一般大衆は、全体的にアメリカ軍に、かなり満足のいくべき状態で協力的であった。

本組織は、1946年2月12日から、APO77からAPO928に変更した。

2月中に、1人の将校と3人の下士官がこの組織の任務を終了し、7人の将校と25人の下士官が任務についた。

第74軍政中隊司令部の各セクションの活動に関する内容は以下のとおりである。

I. 経済、通商および産業

- 1、鉱業 2、漁業 3、農業と食糧生産 4、産業と再転換 5、商業と貿易 6、運輸
- 7、賠償 8、木材 9、輸入 10、財政 11、その他

II. 工業と公営企業

- 1、契約と割り当て

- a. 第161 Station Hospital b. Camp Kreis Water Tower c. グランドホテル d. 一般契約

III. 労働

IV. 公共安全

1. 鬧市 2. 武器 3. ドラッグと麻薬 4. 消防局 5. 騒動と事件 6. 調査
7. 送還 a. 朝鮮人 b. 台湾人 c. 中国人 d. 沖縄人

V. 公共福祉

VI. 公衆衛生

チフス 天然痘 医療供給 (以上略)

③1946年3月 (作成年月日不明 CHESTER D. HAISLEY Lt. Colonel, Infantry. SMGO)

1946年3月の間、本組織の通常業務と責務が実行され、つけ加えて司令部オフィス、将校宿舎、幾人かの下士官宿舎が変更された。

1946年3月15日、第七七師団は解散を完了し、残っている司令部人員や装備のほとんどは、北海道札幌から移動した。多くのビルが、この地域の占領業務を第七七師団から引き継ぐ第一空挺師団に譲渡された。いくつかの不動産施設が、日本側や他の第IX軍団や第八軍のユニットに譲渡された。Communications Building [札幌通信局?] は、これまで第IX軍団司令部として使用されていたが、3月中旬に、ステーションホスピタルに改修され、編成替えした第161ステーションホスピタルに引き渡された。

第74軍政部司令部および軍政中隊は、札幌の北2西3の中心に位置する帝国生命ビルを獲得

した。それは、軍政司令部のビルとして、また軍政部将校の宿舎として使用される。このビルは札幌で最もモダンなビルの一つであり、四階建てで、平屋根のタイル張りの娯楽スペースがある。ビルには、モダンなエレベーター、火災用の2つの避難階段、良い暖熱システム（温水）、すてきなトイレ・洗面所・シャワー設備がある。ビルはこれまで、第七七師団司令部将校の中級将校宿泊所として使われていた。ビルはもともと生命会社のビルである。

一階のスペースは次のように配置されている。上級 MG 将校のオフィス、総務課 [Administration Section]、会議室、そして日本側の終戦連絡札幌事務所である。

二階のスペースは次のように割り当てられている。公共安全課 [Public Safety Section]、公共福祉課、労働課、通商産業課 [Public Welfare, Labor, Commerce and Industry Sections]、通訳・翻訳控え室、4人の将校の宿泊所である。

三階では、そのスペースは、公衆衛生課、補給及び土木課 [Public Health, Supply and Engineering Sections]、3人の将校の宿泊所である。

四階のフロアは、完全に将校の宿泊所であり、9人から11人が収容できる。

ビルは、内装を完全に改善、改修され、塗り替えられた。四階では将校用の宿泊所用として、また二階では会議室用として、仕切りがなされている。

ヘニオン・ビルディングは、司令部のビルディングと隣り合っているが、次の目的のために沿うように、改善、建設された。

一階…キッチンおよび食堂。二階…中隊のデイ・ルームおよび25人の下士官の宿泊所。

第74軍政部司令部の各セクションの主な活動内容は以下のとおりである。

I. 経済、通商および産業

1. 鉱業
2. 漁業
3. 農業と食糧生産
4. 産業と再転換
5. 運輸
6. 賠償
7. 輸入
8. 財政
9. 商品と物価統制

II. 工業と公営企業

III. 労働

IV. 公共安全

1. 武器
2. 政治活動と政治団体
3. 占領軍と日本側との関係
4. 送還
5. 朝鮮人の資金
6. 朝鮮人組織

V. 公共福祉

1. 衣料と食糧の救済配布

VI. 公衆衛生 (以上略)

④1946年4月 (1946年5月7日付 CHESTER D. HAISLEY Colonel, Infantry. SMGO)

本月を通じて、本軍政中隊はその通常業務の活動を継続し、つけ加えて本司令部と第一一空挺師団との交渉に必要な活動の業務を行った。この密接に協調する活動の詳細は、北海道のすべての占領軍と日本側との関係をスムーズにし、満足すべき関係を築く保証を行うというものである。本組織に最近任命された司令官は、この調和のとれた状態を維持し、その面で軍政部が果たす大切な役割を維持し続ける重要性を協調した。

再調整を通じて、中心となる下士官を失ったことは、深刻なハンディキャップとなった。しかし、その隙間をうめるための交代者へのコンスタントな訓練によって、満足すべき程度の効率性を維持することが可能となった。本月中に、何度か担当官が増加し、全セクションに、すべての事項に関する密接な監督手段が与えられた。

本司令部の軍政チームはすでに小樽に置かれているが、軍政部の責務を遂行することを促進させるために、つけ加えて美幌、室蘭、函館に設置された。これらの組織の責任は、今後の装備と有用な人間にかかっている。

1946年4月の様々なセクションの一般的な活動は以下のとおりである。

1、通商および産業 2、Procurement 3、労働 4、公共安全 5、公共福祉 6、公衆衛生 7、その他 (以上略)

⑤1946年5月(作成年月日不明 CHESTER D. HAISLEY Lt. Colonel, Infantry. SMGO)

5月中旬に、本隊の宿泊設備に関して変化があった。北海道にやってきた当初、軍政中隊は本隊の人間のための食堂を用意していた。その後、軍政中隊は、現在活動を終了した第七七師団と第一一空挺師団とともに、食堂をわかちあった。しかしオフィスビルにモダンなキッチンとダイニングホールを建設するという作業を完了し、軍政中隊は現在、中隊独自の食堂を用意した。軍政中隊の食堂を完成させる作業とともに、司令部のビルの内装は完全に改修された。

本月中に、3人の将校、3人の下士官が配置転換され、もしくは異動させられた。1人の下士官が本組織に任命された。

SCAP および第八軍の代表によって、北海道の状況と本隊の活動が調査・研究された。

SCAP の経済科学局長であるマーカット中将 [Major General Marquat] からの賞賛の手紙を受け取って、本隊はかなり面目を保った。その手紙は、1946年2月から7月にかけての北海道の食糧事情に関する第74軍政中隊の調査を賞賛していた。この報告は、通商産業課課長のジャック・ヴォリッツ中尉 [Jack Wolitz 1st Lt] によって準備されたものである。

現在の SCAP 指令を地方で応諾させることを促進させるために、調査・報告の方策に付け加えて、本中隊は日本側による地方の改善行動を要求する方策に着手した。この新しい方策は、本中隊のスタッフ・セクションの活動に影響する。

鉱業 漁業 農業および食糧生産 産業と再転換 通商と貿易 賠償 財政 労働供給 労働関係 公衆衛生 公共福祉 (以上略)
教育

5月中旬に、本司令部は日本帝国政府への SCAP 指令が遵守されていない事例を二つ知った。

一つ目の事例は、本司令部の担当官が第105軍政団の教育担当官であるアトキンス大尉 [Captain Atkins] とともに、札幌の北海中学校を視察したときにわかった。これは通常の視察であり、調査ではなかった。明らかになったことは、1946年3月31日に復員した旧日本陸軍の軍人が1946年4月23日に学校の教員として雇われたということである。そのようなことは、1945年10月30日付 [22日付の間違いか?] の日本帝国政府宛の SCAP メモランダムを遵守していない。メモランダムには「日本ノ軍ニ今日猶アル者或ハ終戦後復員セシ者ニシテ今日日本ノ教育機構中ノ一定ノ職ニ現ニ就イテイナイ者ハ凡ソ今後指令アルマデ日本ノ教育機構中ノ如何ナル職ニモ就任シセメザルコト」とある。視察後数日たって、学校から連絡があり、問題の教師は学校を退職した。

もう一つの遵守していない事例は、1946年5月3日の18時から4日の18時までの S-2 Periodic Report No. 248, Headquarters 187th RCT [第187RCT 司令部による S-2 時限レポート第248号] からの情報であった。その報告では、女満別の青年学校の調査 [check] で、禁止された教材の削除が不十分か、もしくは削除が全くなされていないいくつかの例が発見された。本司令部は、道庁教育民生部 [the Hokkaido Prefectural Office Education Department/当時は道庁教育民生部しかない] のササキ氏 [Mr.Sasaki] を呼び出し、上述の状況は1945年10月22日付の日本帝国政府宛の SCAP メモランダム AG350 [「日本教育制度に対する管理政策」のこと] を遵守していないと指摘した。道庁教育民生部に、条項と同様に上記の事項や他の SCAP メモランダムの精神を実行させ、普及させることを強く示唆した。数日後、道庁教育民生部は本課に、その学校長に辞職届けを提出するよう命令したことを報告した。さらに道庁教育民生部は、上記の事態に対して中等学校長および初等学校の代表者との会議を札幌で開催し、日本帝国政府宛の SCAP 指令を厳格に遵守することの重要性について繰り返し述べた。

五月中に、日本帝国政府宛 SCAP メモランダム AG350 (1945年10月30日付)、CIE に違反する疑いのある2つの事例が報告された。室蘭商業学校 [Muroran Commercial School] からの報告者が本課を訪れ、学校長である〇〇〇は独裁的で、超国家主義的である旨の申立てをした。報告者は、〇〇が戦後から450ポンドの日本軍米を隠匿していること、彼は旧日本陸軍の軍曹であり、現在は口先だけの民主主義を唱えていること、教育する能力をもたない旧陸軍の軍人を幾人か雇っていることを申し立てた。道庁教育民生部の代表を呼び、直接調査を行い、報告書を提出するようにさせた。本司令部による調査を続行中である。

北見拓殖実習場 [Kitami Colonization School] の3人の生徒が本課を訪れ、教員と学校の監督官 [視学? the school superintendent] が独裁的で、超国家主義的である旨の申立てをした。また生徒たちは、学校当局が本来生徒たちが所有すべき食糧を隠匿していることを非難した。しかし、本司令部による調査で明らかになったことは、早期の調査とは逆に、トラブルの源は教師ではなく生徒であった。最近の数ヶ月で生徒たちは教員に対して根拠のない要求を行い、民主主義の名の下にすべてを不問にしていたのであった。教員がすべての要求を許さなかったときに、生徒が本司令部に不平を述べたのである。最低限の食糧も得ていないという生徒の論駁については、調査によって道民一人の一日の平均カロリー摂取量が1900カロリーであるのに対し、生徒たちは3200カロリーを摂取していることが明らかになった。教師が軍国主義的で独裁的であるという生徒の申立ても、同様に見つからなかった。学校の規則で生徒は1日に8時間の授業を受けることになっているが、現在生徒たちは、1日4時間しか授業を受けていない。

公共安全 調達 [Procurement] (以上略)

⑥1946年6月 (作成月日不明 CHESTER D. HAISLEY Lt. Colonel, Infantry. SMGO)

中隊の宿舎は6月中に改善され、豪華なバーと娛樂室が加わった。これらの部屋は、節の多い松材でパネル張りにされ、電話ボックスが備え付けられ、卓球用のテーブルや物書き専用の部屋もある。バーは司令部ビルの後方にある建物の、ヘニオンビルの食堂一面に位置する。

配置転換で中隊の人員は削減し続け、入隊した3人は除隊を受けるためにアメリカに還り、将校2人は緊急休暇で内務の部署へ戻り、他の将校2人は現行の再調整規則の下で異動になった。中隊に医療隊から1人の将校が加わり、期限なしで獣医隊から将校が1人加わった。

この一ヶ月間、中隊は訪問者や本州・上級機関からの監察官という絶え間ない潮流にいた。6月上旬に第八軍軍政司令官 マックエルダネイ大佐 (Colonel McEldowney)、第IX軍団軍政司令官スターザン大佐 (Colonel Stathan)、第IX軍団軍政部副司令官サザーランド中佐 (Lt Colonel Sutherland)、第IX軍団 the Inspector General (監察長官?) オーバーシャイン大佐 (Colonel Ovenshine) が、本中隊を視察した。陸軍とGHQ/SCAPらによるおよそ40あまりの分野の代表者が、工業・漁業・鉱業・衛生施設の視察のため北海道を訪れた。このことで冬期間の多くの訪問者はさらに増大した。

中隊への監察長官による通常査察は6月18日に行われた。査察における中隊の評価は素晴らしいものだった。

第74軍政中隊は、1946年6月22日の陸軍省のラジオ WCL21786に含まれる条項に従って、1946年6月30日に解散した。全隊員は、中隊の後任になる部隊が編成されるまでの間、Bulk overhead Eighth Army (第八軍バルク?) に異動した。軍政中隊の、北海道におけるそれぞれの主要な活動は以下のように要約される。

鉱業 漁業 農業と食料生産 工業と再転換 賠償 財政 労働雇用 賃金 失業 組合活動 労働争議

日東美唄炭坑・三菱炭坑会社・日東美唄、帯広バス会社・帯広 (自動車運送)、朝日エナメ

ル鉄会社・札幌（エナメル金属製品）、日本電気会社北海道支社・札幌（電力配給）、ヌマノ
口炭坑・三菱炭鉱会社・紋別（金銀鉱業）

公衆衛生

医療品供給 伝染病 性病の取締り 特別調査～ペニシリン製造 獣医学の問題

公共福祉課 〈以上略〉

教育

道庁教育部は教員に6月4日から11日までの休暇を与えた。生徒の農繁休暇としてである。

道内5都市で開催された会議で、1943年5月7日付の勅令二六三号「Certification of Teachers and Educational Official」〔「昭和二十年勅令五四二号ポツダム宣言の受諾に伴ない発する命令に関する件に基く教職員の除去就職禁止及復職等の件」のこと〕について道庁教育民生部が道内の学校の代表者に説明を行った。

本司令部は、1946年3月23日付の第八軍施行命令第19/1号の1 a と 1 b の条項を厳格に適用することを道庁教育民生部に告知した。その条項は、学校に関する文部省の指令をそれぞれの学校に告示し、読了した学校の管理者や教師は署名し証明する必要がある、またそれを指令とともに保管する必要があるというものである。

室蘭商業学校の調査が完了し報告書が提出された。校長である〇〇〇が超国家主義的で、民主主義に対する口先だけの賛意を示しているという、教員一人の申し立てについて、〇〇校長の免職を正当化するに十分な論拠はみあたらなかった。調査は、〇〇校長が旧日本軍の450ポンドの米を隠匿したとして教師の不満がつのったことを明らかにした。〇〇校長は教職員のうち寵愛しているものみに米を与えた。寵愛されていない教師は米をほとんどもしくは全く受け取らなかった。本司令部では〇〇に対するさらなる措置を考えていない。

北見拓殖実習場問題を担当したサトウ氏（Mr.Sato）は、嫌になるほど延々と続いた問題が解決したと報告した。道庁のColonization Section（開拓部開墾課？）の課員、北見拓殖実習場の職員、学校の生徒の代表が参加した会議が札幌で開催された。学校の教師と職員が食品配給について不公平な方針を取っており、生徒は不十分な宿舍で過ごしているという生徒の主張は筋の通った根拠を持っている。校長と8人の学校職員は辞表を提出せざるをえないであろう。学校で栽培された農産物の公平な配分が行われる予定である。生徒は広く清潔な宿舍は移動することになる。学校管理の方針について、管理者、職員、生徒は平等な権利と責任をもつことに決定した。

教育民生部の Mr.Watanabe（渡邊捨男のこと…訳者注）と、教師を希望する旧軍人の審査に関する会議を開催した。

渡邊氏は、審査委員会（the screenig board）は1、2週間内に設置の予定と本司令部に報告した。志願者は、軍歴と、北海道の学校には軍国主義的な教職員は必要ないことを保証するため、彼らの現在の民主主義に関する考えを検討して選抜される。

第IX軍団司令部に以下の学校の通例の視察報告を提出した。

a. 室蘭商業学校、b. 小樽市立工業学校（Otaru Municipal Technical School）、c. 伊達国民学校、d. 庁立旭川中学校、e. 室蘭中学校、f. 市立旭川中学校。

公共安全

調達課 〈以上略〉

〈史料Ⅱ〉軍政部による庁立旭川中学校への学校視察

〈解説〉

本史料は、北海道旭川東高等学校『開校五十年史』（1955年）に掲載された、軍政部による学校視察の詳細な報告である（99～104頁）。他府県においては、具体的な学校視察の状況が県史・県教育史などに掲載されているところもあるが、道内ではほとんど確認されていない。そのため、ここに掲載することとする。

旭川東高校は、当時、北海道庁立旭川中学校という名称であった。記念誌の年表によれば、同校へ軍政部は7から8度訪れているが、そのうち、詳細な報告があるのが以下の3つである。学校側の校長・教員・生徒の氏名などについては〇〇で記し、それ以外は原則として、記念誌そのままにしてある。最初の番号は記念誌の項目の番号である。完全な間違いであると思われる部分については、〈マ〉とした。

なお、『開校五十周年史』の確認・資料複写の労をとっていただいた北海道教育大学旭川校教授の須田康之先生、北海道旭川東高等学校の松井清先生に、記して感謝したい。ありがとうございました。

六三 軍政部マイザー中尉来校視察（97～99頁）

来校者は中尉の外旭川連絡事務局の竹下通訳、学校側は〇〇校長の他〇〇教諭（通訳）と〇〇書記が同席した。やがて三クラスを視察し、教室を巡視、格別のことなく、十一時五十分、長時間の調査によく答えてくれたことを感謝して辞去する。占領下の教育事情を伝えるよすがにもと、当時の問答の大意を掲げると、（かつこ内は答）

一、学校種別並に新入生の年令（中学校 十三才より十八才位）

二、教育方針

(イ) 教授法について実験はどうか（従来資材の関係から十分実験観察は行われなかつた）

(ロ) 自由に生徒は質問するか（自由に質問を許しているし生徒はしている）

(ハ) 英語の教科書について（現在プリントにて教授。教科書は使用せず）

(ニ) 日本歴史・地理・修身を教えているか（何れも教えていない）

(ホ) その時間はどうしているか（英語・数学・作文にあてゝいる）

(ヘ) 作文について（課題又は自由表題で作文を課している）

三、グライダー及び其の参考書（全部焼却する）

四、教育勅語について

(イ) 如何なる内容か（個人道徳・家庭道徳・社会道徳及び国家に対する本務等の道徳原理について示されている）

(ロ) 一カ年に何回位奉読するか（四大節及び入学式に奉読）

五、宗教について（独立教科としては授業せず、各教科教授中に随時教授）

六、特殊時事問題について（朝会の際、全生徒に対して解説し、及び公民科の時間に取扱う）

七、拡声器はあるか（各教室に通ずるもの五カ所に設けあり、必要により時々利用する）

ラジオを通ずるか（ラジオを通ずるように設備している）

プログラムはどこで編むか（東京で）

八、映写機はあるか（ない）

幻燈機はあるか（ある。但し生物学実験拡大用）

蓄音機はあるか（ある。主として英語の時間体操の時間に利用する）

九、教科書削除について（全頁又は部分的に削除した）

停止された教科書はどうしたか（全部一括して市役所に集積の上パルプ会社において再製

紙とする)

一〇、体育科について

- (イ) 運動は何をしているか (球技・野球・籠球・排球等を行う)
- (ロ) 先生が指導しているか (常時指導は困難なため時に指導を行つている)
- (ハ) 五十人位一組になつてすることがあるか (ある。インドアベース、ドッチボール等の時)
- (ニ) 柔道剣道はやつているか (やっていない)
何時から止めたか (昨年十月より行わぬ)
教練科は (廃止した)

十一、神棚は (焼却した)

十二、御真影は (道庁に返還する)

十三、武器は (武器及び之に類するもの一切ない)

十四、作法について (作法として特にまとめて授業はせぬ。女子校にて科目として実施)

十五、教科書削除は何処から指示があつたか (道庁よりの指示による)

各職員に徹底しているか (職員会に於て発表並に掲示をした)

削除はいつごろからしたか (十月三日、道庁よりの指示により行う)

十六、教職員について

(イ) 応召者は何人いるか (十八名の応召者中未還者のものは五名ある)

将校は何人いるか (四名。内現在本校に教鞭をとっているものは〇〇〇〇・〇〇〇〇の二名) (氏名等をノートする)

(ロ) 新たに就職(採用)したものは (三名。〇〇 〇〇〇 〇〇)

軍関係は無いが (一人ある。〇〇)

何年位軍にいたか (大阪工業学校教諭奉職中応召約十カ月)

(ハ) 一九三二年から一九四五年までに解雇したものはないか (一人ある。〇〇〇〇。本年四月本校に復職した。)

誰がやったのか (裁判所)

理由は何か (思想関係)

(ニ) 現校長の時か (私の赴任する前のことである)

十七、生徒について

(イ) 総数何名か (一、四五二名)

(ロ) 陸海軍学校生徒で現在学校に復帰しいてる者は無いが (海兵十一名、幼年校二名)

何%か (一%強)

(ハ) 退学の理由及びその該当者は (破廉恥の如き校則を犯したもので、改悛の見込みのないものを退学とする。最近該当者はない)

(ニ) 生徒は機関誌を発行しているか (紙不足のため実施していない)

(ホ) 学友会並に父兄会はあるか。また如何なる機構か (学友会は学校教育と表裏一体の關係に於て生徒の自発自活的活動により學術文化の研究運動を行う。父兄会は学校教育を後援し、学校と家庭の連絡を密にするためである)

(ハ) 生徒は新聞を読むか (読む)

(ト) 道庁の公報等は難しくないか (別にむつかしいとは思わぬ)

(チ) 陸海軍の諸生徒で何か要求するものはないか (要求を申出たことはない)

(リ) 敬礼はどうか (挙手の礼は行わず、脱帽の礼を行つている)

(ヌ) 教室で質問された時の生徒の態度はどうか (別に不動の姿勢をとらせず自然の姿で答えさせる)

十八、省略(校名、所在地、職員数、校長の来歴、家族の模様)

十九、その他

- (イ) 道庁の指示について何か感じたことはないか (現在は適当と思う)
- (ロ) 学校として希望は無いか (予算が少ないため薪炭、学級増加等による機の不足などに非常に困難をしている。それに学校の増設を希望している)
- (ハ) 以前教えたもので現在も教えたいと思うものはないか (別にない)
- (ニ) 戦争の結果に対してはどう考えられるか (食糧難のためのこの生活苦を一も早く打開するため大いに力を尽したいと思う。なほなるべく速に科学の振興により文化日本を作りあげたい)
- (ホ) 選挙については (国民は自由主義的民主的になつたことはその結果に現れているが、速に政治が安定し国民が安心して幸福の生活ができるよう希望している)

六四 軍政部オースチン中尉学校調査 (99~102頁)

更にこの年六月十日、札幌軍政部保安課オースチン中尉が来旭、当日は北海ホテルで午後八時十分より九時五十分まで〇〇校長と〇〇市立中学校長を招致してシャルケーフ氏の通訳で大體左記聴取調査し、更に翌十一日に来校、午前十時四十分より零時五十分まで後記のような調査を行う。

第一日

一、職員について

(イ) 何名か。

校長外四十八名

(ロ) 兵役関係のあるものは何名か。

(就職年月日入隊年月日除隊年月日を記入した職員一覧表を提出して兵役関係のあるもの二十七名、内未還五名であることを説明)

(ハ) 昨年一月三十一日以降復員したものは何名でどうしているか。

一名。〇〇〇〇〇。目下郷里夕張にあり、教壇に立っていない。

(ニ) 未帰還のものは帰還して絶対教壇に立たせぬように。

通牒の趣旨を厳格に守っている。

二、学校の民主化について。

(イ) デモクラシーについて職員は研究しているか。

研究発表会を行った。尚本市教育会主催で来る十七日二十一日公民教育研究会並に米式教育の研究会を開催することになっている。

(ロ) 講習会に職員を出席させているか。

五月初旬の札幌に於ける文部省主催及び本市に於ける旭川市教育会主催の講習会に出席受講せしめた。

(ハ) 講師は誰か、たくさん受講したか。

前者は文部省玖村視学官で代表者が集り、後者は文部省図書館の石山脩平、石森延男の両氏で、本市の国民学校中等学校並に上川支庁管内の教員約五百名受講した。

(ニ) 文部省でラジオで教育放送があるが聞いているか。

色々な会合或は増産等のため常に聞くことが出来ないが、職員室にラジオを備えてあるから時々聞いている。

(ホ) 生徒にはどんな風にして理解させているか。

校長が朝礼の際一般生徒に訓話している。五年生に毎週一時間「民主主義と日本」について授業をしている。

三、教育勅語について。

(イ) 如何なる時に奉読しているか。生徒に只読んで聞かせるだけか。

入学式、卒業式、四大節の場合の如く年に六・七回奉読だけしている。但し戦争中は満足に式を挙げる事が出来なかつた。

四、授業について。

(イ) 教練科はどうしているか。

廃止。関係職員は全員退職した。

(ロ) 銃器類はどうしたか。

銃剣類は警察に引渡した。他の木銃等は切断して焚いたから銃器類は片鱗も残っていない。

(ハ) 武道科は。

剣道も柔道も戦争中殆ど満足にできなかつたが、終戦後全く廃止した。

(ニ) 修身科・国史・地理科が授業禁止されて不便なことはないか。

三科の職員は自分の専門でない他の学科を教授せねばならぬことが不便である。

(ホ) 神棚は撤去したか。

全部撤去した。

五、教科書について。

(イ) 目下どんな教科書を使用しているか。

(国定新教科書類並に今までに配給されて使用させている教科書一覧表によつて説明、道庁の指示に基き旧教科書は一切使用禁止している旨を答える)

(ロ) 教科用指導書はないか。

(文部省発行の新教育指針の太平洋戦史を提示して目下之だけよりないことを説明し、戦史については道庁より適宜取扱うよう通牒があつたことを話すと「それは確か」と念を押し取扱方に質問を受ける)

以上大体一時間半ぐらいで終わる。中尉は謹直で真面目な人物らしく淡々として無表情のうちに話を進め、通訳は二世で、英語日本語共に堪能、よく相互に意見を通じ合うことができた。ホテルの室は電燈暗く、茶を一杯進めるものもなく、遠来の人に対し誠にお粗末のように思われる。十時近くなつて「サヨウナラ」「オヤスミ」の声を後にし、両校長は辞去する。

第二日

一、来校後直ちに教室の授業を廊下より視察

二、校長職員を入れず生徒のみ五名(〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇)に対し校長室で調査。

後のその生徒の記憶をたどつて聞く所によると、

1 校長は厳格かどうか。恐ろしいか。

さほど厳格ではない。恐ろしいとは思わない。

2 軍国主義かどうか。戦時中積極的に軍国主義だつたか。

戦時中は仕方がなかつたが今は民主的になつた。

3 翼賛会には関係したか。

翼賛会には関係したかどうか知らない。

4 戦時中盛に米英撃滅を唱えたか。また終戦後はどうか。

戦時中は日本人としてももちろん唱えたが、終戦後は民主的になつた。

5 先生方は生徒をなぐらないか。

終戦後はなぐらない。

6 自由に質問させるか。

自由にさせる。

7 生徒達に進んで研究するような時間を与えられているか。

放課後与えられる。

- 8 修身、地理、歴史の授業はまたやっているか。
やっていない。
- 9 体操は号令をかけたリ整列したりしているか。どんなことをしているか。
今ではそんなことをしない。球戯を多くやっている。
- 10 日本を全部アメリカ式にすることはよいと思うか。
一概によいとは云われない。
- 11 学校でラジオを聞かせるか。
授業時間中はラジオをかけていないが、休憩時又は放課後にはたまに聞かせている。
- 12 世界の動きを知るような時間が欲しいか。
欲しい。
- 13 宿題は出されるか。
一週に二三度出される。
- 14 学校に対する希望はないか。
(イ) 学校の行事に対してもつともつと生徒の意見を入れて欲しい。
(ロ) 休み時間などにはもつとラジオを通して音楽を聞かせるようにして欲しい。
(ハ) 教え方がわかりにくく、困る先生方がいる。上からおしつけられるようなことのある一部の先生にはもつと研究して教えて欲しいということがある。
(ニ) 何となく先生と生徒がしつくりしないところがある。

最期にオースチン中尉は、

- 1 英会話の練習は米人とやるように。さきほど英語の授業を見たが、英語の先生の発音は極めて悪い。
- 2 アメリカは日本をアメリカ式にしようとしているのではない。民主的になる機会を与えているのであるから誤解しないように。
- 3 今後学校に対する希望があれば、生徒のためになるようにするから、どしどし札幌の軍政部あてに手紙を出して下さい。

三、更に校長を入れず職員五名(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)に対し調査

- 1 〇〇校長に対して先生方はどう思っているか。
先生方には自由に意見を述べしめ、極めて民主的に私共の意を汲んで取扱われるので、皆好意を以っている。別に軍国主義的なところがあるとは考えていない。
- 2 文部省又は道庁よりの通牒に対し〇〇校長の個人的な意見を述べられるようなことはあるか。
通牒等を説明なさるときに敷衍して述べられることはあるが、別に個人的意見を強調させるようなことはない。
- 3 先生方で民主主義の研究をやることがあるか。
時折座談会を開いたり職員会議等にて学校民主化の話をしている。
- 4 先生方は学校向の放送を聞いているか。
作業中などで聞けない場合もあるが、出来るだけ聞くようにしている。
- 5 神道に関する教授はやっていないか。
やつて居ない。
- 6 文部省又は道庁より来る通牒はよく理解できるか。
よく理解できるが細かいことは実施の限界等の不明なことがある。
- 7 通牒の処理をどうしているか。
先生方に指示して見て頂き更に職員会議を開きその徹底を期している。
- 8 先生方が全部サイン(捺印)されるか。
そうなつていない。

9 道庁よりその通牒は来なかつたか。

来ていない。

この時第八軍の命令で道庁より通牒が出ているはずだと云い、学校にはまだ届いていない旨を答えると、これを実施するようにと命ずる。

10 学校教育で困っていることはないか。

教科書がなく生徒指導上大変に不便を感じている。

これより座談に入り、アメリカ教育状況なども参考にするように、又生徒に詰込主義でなく、自由討議をさせて十分理解させるように努めるようにとか、教育上の意見を述べられる。

四、引続き校長室でオースチン中尉より校長に次のような質問や希望がある。

1 生徒に対し一週一時間は世界の情勢について知らせめ、討議をせしめる時間を設けること。

本校長は一週一時間自治会を開催しているから、その時間をそれに当てそのように指導したい。なお本日職員会議があるから職員とも相談したい。

2 道庁よりの通牒に対しては必ず職員に周知せしめるよう、之を掲示し、全職員のサインか捺印をするように取計うこと。このことについては五月二十三日付通牒が出ているはずである。

関係通牒に対しては従来職員会議で説明した上重要なものは掲示をして周知徹底を図っているが、之にサイン又は捺印をすることに通牒には接していない。この頃通牒が遅れるから恐らく未到着なのであろう。以後そのように取りはからうようにする。

3 関係通牒は生徒側にも掲示した方がよい。

4 教授法は詰込主義を排して米国のデスカツションメソッドを採用されたい。もし希望するのであれば、本日午後二時頃から来校の上、アメリカ教育法について指導してもよい。

今後大いにアメリカ教育法の長所を採用してゆきたい。御都合ついたら本日の職員会の席で御指導に預りたい。

よろしい。都合ついたら電話で知らせるから（都合が悪かつたか、ついに来校しなかつた。）

五、校舎、校庭巡視

特に工作室巡視の際、作品を興味深げに見ていた。

一巡後、「本校は設備も整い、よい学校だ」との讃辞を残して去る。

今回の調査はアラを摘発すると云う方針ではなく、むしろ指導的立場に立つて教育の民主化を如何に実施しているか、通牒の趣旨が如何に具体化されているかを検討し、特に校長の教育方針に重点を置いて調査したようである。

六六 軍政部ヘケンドルフの来視 (102~104頁)

軍政部などからの度々の来視にも分けて不愉快に感じたのは二十一年十一月一日の軍政部民間情報教育〈マ〉W・C・ヘケンドルフ（沖本通訳同伴）の裏門よりの来視であつた。

午前八時、授業開始前、ジープで裏門より生徒昇降口に至り、第五学年三組教室（今の第三教室）に入りこみ、登校自習中の生徒約二十名と対談、終つて校長室に入り、職員三名（〇〇校長事務取扱、〇〇教官、〇〇〇〇〇〇教官）について調査し、後校舎を巡視して辞去する。

後から知り得た生徒との対談要項は、

1 教室が暗い。電燈がなくても勉強できるか。

（答えず）

- 2 自治会を一週間に何回開くか。
一回
- 3 学校全体として自治会を開くか。
学期に一回開く。
- 4 その学校自治会の組織はどうか。
組毎に代表三名が出席する。
- 5 検事・判事・弁護士の類は置くか。
置かない。五年生の中から議長を選んで討議する。
- 6 自治会の目的は何か。
生徒間の親睦、或は向上をはかるため。悪事をする者の懲罰もきめる。
- 7 議長は先生が選ぶか。生徒が選ぶか。
生徒が選ぶ。
- 8 修身・歴史・地理の教科書はあるか。
地理だけはある。
- 9 歴史は何でやっているか。
有名なアメリカ人の著書を訳しながら敷演されている（西洋史）
- 10 修身・公民・社会学をやるときどんなことを討議しているか。
新憲法や選挙法について。
- 11 そのときゼネスト等を討議するか。
しない。
- 12 一般に授業中生徒が質問したり先生が質問せよと云うか。
「質問せよ」と云われます。
- 13 宗教教育をやっているか。
やっていない。
- 14 学校で新聞や雑誌を発行しているか。
今の所していない。
- 15 いつごろ発行するか。
資材がなくて発行できぬ。文芸部では発行する。
- 16 どんな新聞を読むか。
北海道新聞、北海日日、新北海、朝日、読書〈77〉、毎日。
- 17 少年クラブや幼年クラブを読むか。
読まない。
- 18 教室で先生に答える場合直立不動の姿勢を取るか。
坐つて答える。
- 19 式の教育勅語を読むか。
読まない。
- 20 それは本当か。
読まない。
- 21 先生や生徒が勅語を読むことがあるか。
ない。
- 22 教育放送を学校できいているか。
きかない。
なぜきかぬ。何処につけてあるか。
スピーカーが足らぬ。廊下及び職員室にある
- 23 それで蓄音機をならすか。どんな音楽をきくか。

- ならず。ベートベン、シューベルト。
- 24 独逸語をやっているか。
やっています。
- 25 英語をやるか。
やっています。
- 26 飛行機の勉強をしているか。
いない。
- 27 柔道、剣道、薙刀、唐手などをやっているか。
やらない。
団体ではやらぬか。個人ではやらぬか。
やらない。やらない。
- 28 一般の課外授業はやっているか。
やっていない。
- 29 家に帰つてどのくらい自習時間があるか。三十分か一時間位あるか。
平均三時間ぐらいやる。
そんなにやるのか(驚いた様子)
- 30 映写機があるか。欲しいと思うか。
ない。欲しい。
- 31 学校でどんなスポーツをやっているか。
バスケット、野球等。
- 32 形式的な体操をやっているか。
スポーツの準備運動としてやっている。
- 33 体操のとき「右向け右」「右へならへ」等をやっているか。
やらない。
- 34 雨天の場合、何処で何をやるか。(体操)
屋内運動場でバスケット(ママ)等。
- 35 自治会で取り上げる悪いことは学校や先生の悪いことをいうのか。
いや、それは生徒間で忠告しあうカンニングの如きをいう。
- 36 決議したことをどうする。
校長に具申する。
- 37 日曜や土曜に菜園を作るか。
作る。
- 38 学校農園か、自家農園か。
自分の家の。
- 39 授業は何時ごろ終るか。
今月から三時ごろ。

職員との問答調査は前二回と大同小異であるのでこゝに略する。終りに希望として、

- 1 日本の衛生は劣っているから「衛生」を教科目に入れてほしい。
- 2 ラジオを生徒にきかせてやつてほしい。
- 3 課外をもつとやつてほしい。

そして先生方の希望を聴き取り、衛生室や生徒便所、生徒の学習状態を視察して十一時過ぎ
辞去。